

【高校生の部受賞作】

封建都市の打破と住民本位の街づくり

—江戸・東京移行期の都市政策と窮民政策からみる街づくりシステムの転換—

早稲田大学高等学院 3年 わたなべ たかひろ 渡邊 孝洋

序章 はじめに

従前の封建的な街づくりシステムの中心となるのは「城」であり、江戸であれば江戸城がこれに当てはまる。本稿の契機は、そもそも筆者が小学生のころから城に興味を持っており、城や城下町の研究を進め、その成果を試す機会として公益財団法人日本城郭協会主催の日本城郭検定一級を取得し、さらにその一環として、城と県庁所在地の関係について、「なぜ彦根や姫路は県庁所在地になれなかったのか。」と題する研究をまとめたことにある（同研究は、平成30年「第17回 城の自由研究コンテスト」で審査員特別賞を受賞）。その研究において、戦国時代からの著名な城下町であっても、県庁所在地とはならなかったものがある理由は、通説的に語られている「戊辰戦争で幕府側についた藩に対する報復措置」という感情的なものではなく、陸運よりも水運が重視された明治初期において、川や海の利便が得られる「ウォーターフロント」都市が全国に形成される必要があったという理性的なものであることを明らかにした。これは、明治維新を境に水運の便があるかないかによって都市の運命が大きく左右されたことを意味するものでもある。それでは、水運の便が良く、全国最大の「ウォーターフロント」都市であった江戸における都市機能は、明治維新を境にどのように変化し、変化の理由・経過はどのようなものであったのであろうか。この新たな視点が本稿の動機となっている。また、筆者の前記研究の結論において、「明治政府は、是々非々で、県庁所在地を選定し、その際の基準は、住民本位の視点に立っていた」、「倒幕は統治システムの打破のみならず、町造りの打破、見直しも行っていった」と述べたのであるが、これによれば「新政府は、街づくりシステムを住民本位の（住民意思に基づく）ものに転換した。」と言うことが推論として立てられることになるため、このことを検証することも本稿の動機となっている。

そこで、本稿では、江戸・東京移行期（明治元年から4年まで）における都市政策を「住民意思」・「住民本位」をキーワードに解き明かしていくこととする。この移行期の終わりを明治4年としたのは、この年に身分制が廃止され、廃藩置県という大きな改革が行われており、また、他の研究でも明治4年までを移行期としているものが多いためである¹。この移行期における都市政策を解き明かすことで、新政府が明治4年に至るまでの過程を見つめ直し、封建的な街づくりシステム、特に身分地域制（身分ごとに居住地を定められるシステム）とどのように向き合ったのかを追いたい。また、新政府が最終的に幕府によって造られた封建的な街づくりシステムを打破し、住民本位の（住民意思に基づく）街づくりシステムに転換したのか否かについても検証を行う。

本稿の構成は、第1章で移行期における住民意思と合致した都市政策を、第2章で乖離した都市政策を取り上げる。第1章で取り上げる政策は、武士身分が自ら望む屋敷を拝領することができたこと（武家地拝領政策）や町人身分の武家地への侵食を黙認・容認したこと（新開町開発政策）とし、第2章で取り上げる政策は、郭外において桑茶園を開墾させたこと（桑茶令）と下総などを開墾させたこと及びそれに伴う収容政策（開墾政策・救育所）とする。この第1章・第2章を基に、

終章において推論を検証する。

なお、前述の各政策は、戸籍編製と関連付けられたり、空間の移動に注目されたりするのみであって、「住民意思」という観点から解き明かすことはなかったように思われる。本稿は、移行期における都市政策を「住民意思」という新たな切り口から見つめるという意義も持つものと考えている。

東京は、一極集中の首都として君臨し、我が国の政治、経済、文化を牽引する役割を持つ。明治維新150年を過ぎた今、東京の成り立ちを解き明かすことは、現代日本、そして将来の日本の問題の根源を知る上でも重要であることを述べて、本論に入りたい。なお、本稿に登場する「郭内」・「郭外」については、3度にわたって範囲が再設定されているため²、登場する年によって範囲が異なる。

第1章 住民意思と都市政策の合致

導入 戸籍編製と身分再編

幕末の江戸の人口は100万人を超えていたが、江戸に新政府が入ると、旗本御家人の半数とその家族・家来は、静岡に封じられた徳川家に従って江戸を去り、参勤交代の義務がなくなった大名たちも国許に帰国すると、江戸の総人口は67万人まで激減した³。江戸の急激な人口減少は、商人にも影響を及ぼし、不況に突入した。それとともに、脱藩士や旧幕臣といった脱籍浮浪士が急増し、彼らの横行によって治安は悪化の一途を辿っていた。

新政府はその対策として「戸籍改正」を打ち出した。全ての人々の身元と居住地を把握することで、脱籍浮浪士をあぶりだすことが目的であった。この戸籍改正は、武士を華籍・士族籍・卒籍に、町人を市籍にするという戸籍編製を行うものであり、江戸時代の身分の焼き直しとも言えるものであった。東京府は、市中を対象とする東京府戸籍編製法を明治2年8月に公布し、10月には武士身分を対象とした東京府内士籍法を制定した。この方法は、身分ごとにそれぞれの部署で集計させる方式であり、封建的な身分構造に依存するものでもあった。そのため、新政府は「四民平等」というスローガンを掲げながらも身分制を即座に廃止することはできず、江戸時代の身分制を再編せざるを得なかった。また、身分地域制についても、土地の身分的性格を明らかにすることで、戸籍編製をスムーズに進めるため、維持せざるを得なかったのだ。

この結果、町方の編製はほぼ完了したが、武家地の編製は難航した。他の都市よりも多い脱籍浮浪士の存在や武家地に居住する人々の流動化が背景にあったという⁴。また、同時に、府兵制という治安警察体制の構築が推進された。府兵制とは、武家地・町人地・寺社地を問わず府下を取締六大区四十七小区に区分して、諸藩の兵を動員して府下の治安を維持するものであった。東京府士籍法は、この区分を基に、武士身分を士族籍・卒籍という身分集団として再編・把握し、大区小区単位に編製することを定めた法であったという⁵。ただ、この試みは、旧幕臣・諸藩の土地処理の混乱などから、実現することはなかった。また、新政府が身分地域制を維持したことは、新政府の最終的な目的である「四民平等」と矛盾することとなる。その矛盾は、郭外の町人身分を中心とした流動化によって顕在化していくこととなるのだ。

第1節 武家地拝領政策

戸籍編製が難航した理由として、武家地に居住する人々の流動化があったことや、旧幕臣・諸藩の土地処理の混乱があったことは先に述べた。そこで、この節ではその実態についてみていきたい。また、武家地の拝領・下賜政策は戸籍編製が困難になった理由として挙げられることが多いが、こ

ここでは住民意思に基づいた街づくりへの転換という面からもみていきたい。

江戸に新政府が入ると、幕臣たちの約2割が朝臣化することとなり、新政府は彼らに郭外の屋敷所持を認める⁶。新政府が想定していたのは、朝臣化した武士たちがもともと住んでいた郭外の屋敷を安堵するというものであったと思われる。しかし、朝臣化した武士たちは、生活の拠点となる郭外の屋敷がどこになるのか、強い関心を寄せるとともに、より条件の良い屋敷を獲得しようとする（引替を希望する）者もいた⁷。明治2年5月17日に出された行政官の布告⁸によれば、第1条で屋敷の「拝領」・「下賜」政策の継続が示された上で、借地代として「地税」を納めさせる「拝借」制度の導入という大きな変化が起きている。拝借制度の対象となるのは、屋敷所持は1つのみという規定を超える場合（第1条但書）、土地と居住・所有者の身分が一致しない場合（第3条但書、第4条、第6条）、武士身分でも新政府に臣従していない場合（第5条）であり、無償の拝領・下賜に加えて、有償の拝借が新たに設けられた。このことから、土地・住民の身分一致の原則の下で、原則から逸脱する場合の対処方法として拝借制度が設けられたと指摘されている⁹。加えて、この制度の狙いは無理な引替を押さえることであったという¹⁰。しかし、その意に反し、拝借の希望が殺到したため、東京府の事務処理能力を超え、大混乱に陥ることとなった。また、拝借制度の設置は、戸籍編製と時を同じくしており、新たな拝借によって住民であったはずの武士がいなくなり、戸籍登録とずれが生じるなどの問題が発生した。

明治3年3月20日、屋敷処理・把握を行うことが難しくなった東京府は、「永拝借」という扱いを設ける。永拝借は、幕府時代に屋敷を拝領していた者は拝領・下賜、拝借を区別せず、全て無償にしようとする大胆なものだ¹¹。引替を行ったとしても永拝借となることから、朝臣化した武士たちの無償の屋敷獲得の可能性は大きく拡大した。その結果、朝臣化した武士たちはより繁華した土地を求め、引替の申出が相次ぐこととなった。

しかし、東京府は、明治3年4月5日に発出した達書¹²で、この方針を撤回する。この達書では、既に提出された引替願を無効とし、以後の提出も但書の場合を除いて禁止している。新政府は、江戸時代の身分制をほぼそのまま引き継いだ身分再編を行っただけでなく、屋敷配置についても、もともとの配置を安堵する形を想定していた。拝借制度や永拝借もその前提に立って行われた施策であると考えられ、それを裏付けるように永拝借の条件が幕府時代の屋敷拝領実績の有無に求められている。しかし実際には、朝臣化した武士たちはこぞってより有利な土地の屋敷へと引替を願い出る事態となり、「自儘勝手の申し立て」や「事実相違候願」が相次いだのであった。この達書の但書で、引替願提出の例外とされたのは、①屋敷が身分に合っておらず、維持が困難な場合、②朱引外に移住したい場合、③御用地や開墾場として没収された場合、④受領地に居住せずに他に借地している場合、である。特に④のケースは、借地をして居住していれば永拝借を実現できることとなり、朝臣化した武士たちにとってはより良い武家地獲得の機会が維持されたことになる。

このように、拝借制度の設置を皮切りに、永拝借など、新政府は幕府時代の屋敷配置の維持を前提とする政策を打ち出した。しかし、朝臣化した武士たちはこれを好機とみて、より条件の良い屋敷への引替と永拝借を狙った。こういった願い出はあまりに多く、東京府の事務処理能力を超過してしまう。それとともに、人々の身元を空間と共に把握し、府下の空間の身分的性格を厳密に定めようとする試みは、流動化する武士身分の前に、困難を極めることとなったのだ。ここで注目すべきは、新政府があくまでも武士の意思に基づいて屋敷を与えていたことだ。強制的・一元的ではなく、武士からの願い出の機会を設け、事実上、武士たちが望む屋敷への引替を許可していた。こうした武士の意思に基づいた屋敷拝領政策は、適切な理由がなければ引替を認められなかった江戸時

代とは大きく異なる。武士のみではあるが、新政府が住民意思に基づいた街づくりを行おうとしていた一端が窺え、従前とは異なる大きな転換である。

第2節 新開町開発政策

武士身分が武家地拝領政策によって流動化するとともに、武士自らが望む屋敷への拝領が許可されていたことは前節で明らかにした。その中で、朝臣化した武士たちは、より良い条件の土地にある屋敷の獲得を目指していた。では、その「より良い条件の土地」とはどのような場所であったのだろうか。

「拝借」や引替の願い出が殺到した地域として、下谷和泉橋通り（御徒町通り）沿いの武家地¹³や本所一つ目の武家地¹⁴が挙げられる。これらの地域に共通するのは、さほど郭内に近い屋敷でもないものの、多くの商店が開かれた繁栄した土地であったということだ。しかし、この時点では、身分制・身分地域制は健在であり、武家地において商人が商店を開いているというのは、違法状態であるはずである。だが、こういった状態は東京市中に、特に郭外に散見されたという¹⁵。この違法状態が許された背景には、新政府が郭外を「地税町入用トモ爲差出」¹⁶させる場と位置づけ、財源を生む場として捉えていたことがあると考えられる。そのため、郭外は、郭内に財源を提供するバックグラウンド的な要素を備えていたことになる。

朝臣化した武士たちは、こうした繁華した土地の屋敷を確保すると、表長屋などの表側を町人に貸して商店を開かせ、自身は母屋などの奥側に居住し、商人たちから家賃を得ていた¹⁷。武士身分や禄制が不安定化する中、朝臣化した武士たちにとっては、立地の良い屋敷こそが唯一の安定した資産であり、その獲得に必死であったのだ。その例として、旗本の稲生家の例が挙げられる。当時の当主であった稲生正行は、新政府から①朝臣化するか、②駿府に徳川家臣として行くか、③帰農するか、の決断を迫られた際に、①を選択している。その理由は、徳川家臣となっても生活基盤がないことに加えて、屋敷という生活基盤としての資産を確実に確保したいという思いがあったからだという¹⁸。当時の武士身分たちは、禄制改革という生活を脅かす危機に対して、確実な生活基盤としての屋敷を確保することに力を入れたのである。

こうした繁華した土地が誕生し、町人身分の武家地侵食が始まったきっかけは、江戸を去った武士たちの屋敷が売りに出され、それを商人たちが買い、商店を開いたことである。その後の明治元年から明治2年の間、下谷和泉橋通りでは、複数の住民グループが東京府に対して大規模開発を要望している¹⁹。東京府に対して堂々と違法な開発を要望していることが驚きだが、それほどまでに武家地侵食が黙認されていたと考えるべきであろう。その要望の結果、東京府は開発を認め、武家地に「町家」を設けることを公に許可したのであった。この開発によって、東京府には地代の上納が見込まれるとともに、民間の資本によって町を開発することができるため、新政府は郭内の整備に注力することができた。また、商人たちにとっても、繁華街の開発を独占できるのであるから、互惠性のある政策であったのだ。

このように、明治初年に起こった町人による武家地侵食は、町人（商人）が主体となって、自らの意思で起こった移動であった。ただしその侵食は、身分地域制が維持される中で違法であったものの、郭外を郭内に財源を提供するバックグラウンド的な存在として位置づけたかった新政府は、これを黙認し、ついには、違法な大規模開発を容認してしまう。この結果、人々の身元を空間と共に把握し、土地の身分的性格を厳格化しようとしていた戸籍編製政策とは矛盾する事態を引き起こすこととなり、身分地域制「崩壊」の一端を担ってしまう。この新開町開発政策を戸籍編製が困難

になった理由として取り上げる例はあまりみられないが、町人身分の武家地侵食は戸籍の編製過程に極めて大きな影響を与えたであろう。新政府自ら戸籍編製を見据えた身分地域制の維持と身分制廃止を見据えた新たな街づくり（住民本位の街づくり）の狭間で格闘していたことが窺えるのだ。

小括 住民本位の都市政策

この章では、新政府が身分制・身分地域制を治安維持のための戸籍編製を行うために維持したことを明らかにした上で、住民意思と都市政策が合致した例として、武家地拝領政策と新開町開発政策を取り上げた。武家地拝領政策では武士身分の、新開町開発政策では町人身分の意思を尊重した政策が行われていた。新開町開発政策に関しては、郭内に財源を提供するバックグラウンド的な存在としたり、町人資本による開発をさせたりするという他の思惑があったとはいえ、新政府側に身分地域制を厳密に守る意思がなかったのは明らかであり、ここで挙げた2つの政策、すなわち、武家地拝領政策と新開町開発政策は、身分制・身分地域制廃止を見据えた都市政策と位置付けられると考える。新政府が身分制・身分地域制廃止を見据えていたことを示すもう一つの政策として、先述した府兵制が挙げられる。東京府は、明治2年11月9日に府兵制の構築を新政府に要望しているが、新政府内では、これに対して山口藩の親兵に警護に当たらせる構想もあった。この対立は、日本全体の軍をどう構築するか、という対立が背景にある。その対立とは、大村益次郎の国民皆兵制構想と大久保利通・伊藤博文らの三藩兵（薩長土）を主力とする構想である。前者の国民皆兵制は、封建的な藩軍事力の解体と士権特権の否定を意味するものであるが、当面の措置として三藩兵力に依存せずに東京を警備する方針を示しており、この点で府兵制と意図を同じくした。そして、東京府が府下を武家地・町人地・寺社地を問わずに区分けしていることから、東京府が身分地域制を念頭に置かずに府兵制を構想していたことを示している。このことから、東京府と新政府の中でも大村益次郎らは、将来的な身分制廃止を見据えて動いていたことが窺えるのだ。新政府、特に東京府を中心に、身分制・身分地域制廃止を念頭に置き、様々な政策を実行していたと言える。しかし、そのことは土地の身分的性格を明らかにする方法による戸籍編製政策と矛盾することとなり、武家地拝領政策では武士身分の、新開町開発政策では町人身分の流動化を促進することとなった。新政府自身その矛盾に苦しんでいたのである。

第2章 住民意思と都市政策の乖離

導入 貧富の区別

住民本位の街づくり政策が行われる中、新政府では他の政策を推進する動きがあった。明治2年8月にその政策の基となる調査²⁰が東京府によって行われた。この調査は、貧富に関するもので、人口、戸数に続けて行われた調査である。この調査では、「富人」を地主や家屋所有者とし、借家人を「貧民」としている。内訳を詳しくみると、「富人」は約20万人であり、「貧民」が約20万人、「極貧民」が約10万人、「極々貧民」が約2千人であることから、全体の4割が富人に分類されていることがわかる。また、貧富を区別する要件として不動産を要求しているということから、富人には首都化の中心となる郭内に居住することにも耐え得る経済力が必要とされていると推測される。

さらに、中・添年寄会議における明治3年の「場末町々教育仕法之儀」という下問に対する評論では、「地主へは繁華な場所へ替地をさせ、貧民へは適当な授産を与えるというのが最も多い」と

指摘され、中には「下谷・本所・深川荒蕪之地を、地域或は貸長屋取建貧民江貸渡」という記述もあり²¹、明らかな貧富の差別があったことを物語っている。同じ場末町に関する政策について、松山恵氏の研究は、富人を郭内あるいは郭外の郭内近傍へ移住させる動きがあったとし、移動の対象となったのは、場末町人地の住民全員ではなく、地主や地借、すなわち富人のみで、借家人（貧民）は対象外であったとしている²²。まさしく経済力の多寡による区別である。こうした貧富の区別は、移行期における都市政策・窮民対策に活用されることになるのだ。

第1節 桑茶令

大名たちが国許に帰国し、江戸の総人口が激減し、治安が悪化したことは先述した。その結果、治安悪化に加えて、武家地の荒蕪が起きた。その様子は「塀は頽れ、家は壊れて、寂寞たる有様」²³という記述から読み取れる。さらに、新政府の役人の伺書²⁴からも垣間見ることができる。この伺書では、「御曲輪内」、すなわち郭内の屋敷であっても「草生茂り」、「掃除等をいたし候もの」もいかなかったため、「御威光にも拘」わる状況であったとしており、「草取掃除」を請け負う人を雇おうとしていたことがわかる。このように、郭内の土地後の武家地であっても荒蕪していたところがあり、郭外の武家地であればさらに荒蕪した状況であったことが予想できる。

東京府は、このような状況を受け、荒蕪した武家地を開墾地に変えようと考えていたことがわかっている。中でも開墾地で育てられることになったのが桑と茶であった。桑と茶が選ばれた理由は、米や麦であると育てるのに労力がかかり、経験も必要となることに加えて、茶や生糸を生む蚕の餌である桑が当時の貿易に照らして意義があったからとされる。こういった荒蕪した武家地を桑茶園に変える政策は「桑茶令」と呼ばれ、明治2年に東京府の上層部で作られた桑茶令に関する意見書²⁵にその詳細・経緯が書かれている。この意見書では、当時の東京は、人口の割には仕事が少なく、人々が遊び怠け、困窮しているとし、その打開策として、「府下之人員ヲし而減少ならしめ」た上で、残った人々が従事できるような仕事を作るべきとしている。それが藩土地跡で行われつつあった桑茶園であった。この意見書の結果、明治2年8月20日に「桑茶令」²⁶が布告された。

桑茶令では、冒頭に意見書・伺書と同様の内容が書かれ（「徒ラニ浮食遊手ニ安シ」・「自然ト皇国全体之御衰微ニ有レ之」）、武家地を開墾することを推奨する旨が書かれている。ここで、注目すべきは「東京中朱引内外諸屋敷上地之分桑茶園仕立」という記述である。これまでは武家地を開墾することは朱引の外に限っていたが²⁷、「朱引内外」ということは、朱引の内も開墾の対象とされていることになる。荒蕪した武家地の状況に対応するため、開墾政策が朱引外だけでなく朱引内にも拡大したことを意味している。

次に規則の部分のみをみる。第1条では、「御郭内外」の開墾は東京府の物産局が担当するとしてた上で、第2条で、開墾地で育てるものは「桑茶之二種ヲ専ラトスベシ」としている。さらに、第3条の「見込之者ハ身分ニ不レ拘」という記述から桑茶令が身分に関わりない政策であったことがわかる。第5条・第6条では、それぞれ畠税・桑茶税がしばらくは免除されることが書かれている。特に桑茶に関しては42か月間も免除されており、畠に比べて優遇されていることがわかる。この税の優遇については、大木が貧困者対策にこの土地貸付費用を利用しようとしていたこと²⁸と関連があり、桑茶令が主に貧民以下を対象とした政策であったことがわかる。最後の第11条では、桑茶税・畠税が貧民以下向けの施設である救育所に使われることが明らかにされている。

ここで忘れてはならないのは、桑茶園を造る土地として想定されたのは武家地（特に郭外）であり、身分地域制と矛盾した運用であったことだ。身分制による身分地域制は、武家地は武士以外の

利用ができないこととなっていたからだ。このことから、新政府が戸籍編製をスムーズに進めるため、身分地域制は維持しようとしていた一方で、土地利用に関してはその不都合な要素を解消するため、柔軟で恣意的な運用を行っていたことがわかる。

また、桑茶令が貧民以下を対象とし、郭外の武家地で行われたことから、貧民以下が郭外へと押し出される効果を持っていたと考えられる。意見書にあった「府下之人員ヲし而減少ならしめ」という部分からも、貧民以下を郭内・郭外という区分ではなく、府下から押し出そうという意図が読み取れる。こうしたことから、郭内に必要のない貧民以下を郭外などの辺縁部へと押し出そうとしていたことがわかる。桑茶令は、いわば貧富による住み分けという側面を持っていたのだ。

第2節 開墾政策・教育所

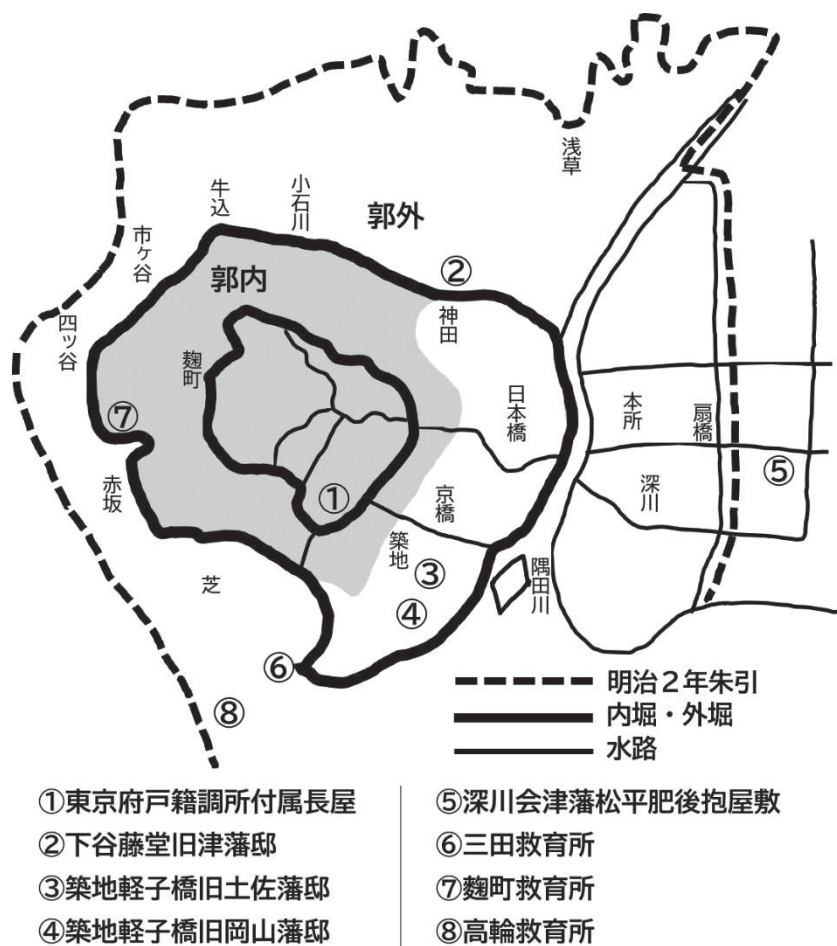
東京で脱籍浮浪士が急増する中、東京府は、脱籍浮浪士のような武士身分の貧民と町人身分の貧民を同じように扱う窮民対策施策を推進した。このことは、前節で述べた桑茶令においても明らかであり、貧民以下であれば身分にかかわらず、窮民対策施策の対象となっていた。そういった姿勢は、東京府が行った代表的な施策である小金牧開墾などにも現れている。本節では、小金牧開墾といった開墾事業とそれに伴う収容施設についてみていきたい。

明治2年3月10日、政府から東京府に対して行政官沙汰²⁹が出され、それは無産の徒を下総小金牧に移し、開墾農民化することを狙うものであった。この時点では政府が府内から放逐したかった無産の徒は脱籍浮浪士であったが、東京府が町人身分を含めた貧民以下を放逐する策を上申したことによって、下総小金牧開墾が下総全土にわたる規模に拡大したと指摘されている³⁰。その後すぐに脱籍浮浪士を収容するため、東京府戸籍調所付属長屋（〔図〕①）が活用されることとなった。さらに、6月に入ると入邸する者が増加したため、下谷藤堂旧津藩邸（〔図〕②）も収容所として利用され、戸籍調所付属長屋は11月末までに窮民を開墾会社東京授産邸へ引き渡した後に払い下げられたという³¹。新たに設置された開墾会社は、旧津藩邸に加えて築地軽子橋旧土佐藩邸（〔図〕③）、築地軽子橋旧岡山藩邸（〔図〕④）、深川会津藩松平肥後抱屋敷（〔図〕⑤）を拝借し、貧民以下の収容所とした。これらは、全て郭外に設けられていることがわかる。

次に、収容所を詳しくみていきたい。以下この段落は、北原氏の研究による³²。旧津藩邸（一番邸）に収容された人々は、箱館戦争降伏人も含んだ旧幕臣陪従であり、下総に送られた人々のほか、町人などに復籍するケースもあった。旧土佐藩邸（二番邸）には、旧幕臣陪従のほか町人身分も収容された。旧幕臣陪従は、強制的に開墾地行きを強いられたため、入邸に追い込まれ、また町人身分の者もほとんどが開墾地行きとなった。旧岡山藩邸（三番邸）に収容された人々もほとんどが開墾地行きとなった。他方、会津藩松平肥後抱屋敷（四番邸）に収容された人々は、ほとんどが復籍しており、他の収容所とは違う傾向にある。これは反維新政権的政治経歴を持つ要注意人物を収容したところであったからとされる。

収容所の実態を詳しくみた結果、貧民以下に向けた政策が身分にかかわらずに行われていたことが改めてわかった。さらに、その中でも四番邸を除いては、ほとんどの収容者が開墾地行き、すなわち府外への放逐となった。また、収容された者は、中には希望して収容された者もいたが、大抵は強制的に収容されていたことがわかる。

しかし、貧民以下の中には病人や老人、幼子（「老幼癡疾之者」）もおり、開墾をさせるには向かない者もいた。そこで東京府は、「教育所」を設けることとした。最も早く造られたのは三田教育所（〔図〕⑥）であり、明治2年5月3日に町触³³が出された。この触によって、「鰥寡孤獨之者」、



- | | |
|--------------|---------------|
| ①東京府戸籍調所附属長屋 | ⑤深川会津藩松平肥後抱屋敷 |
| ②下谷藤堂旧津藩邸 | ⑥三田教育所 |
| ③築地軽子橋旧土佐藩邸 | ⑦麹町教育所 |
| ④築地軽子橋旧岡山藩邸 | ⑧高輪教育所 |

郭内域は明治2年5月に再設定された範囲

〔図〕 明治初年における窮民対策施設

すなわち身寄りのない者や「飢渴に可及族」、すなわち飢えている者が教育所の対象となっていることがわかる。教育所では、収容者の経済的自立を目指して、授産事業が行われた。しかし中には、強制的に下総開墾や北海道開墾に行かされる者もいたという³⁴。また、桑茶令に関する意見書には教育所に関する記述もあった。この意見書では、高輪、三田、麹町の3つの教育所について言及されている。第2条で言及されている三田教育所については、先述したとおり「貧民ヲ入レ」て「種々の手業ニ取掛」っているという。第3条の麹町教育所（〔図〕⑦）については、史料が少なく、判然としないが、「手業等」をする場としているため、三田教育所と同じような者が収容され、授産事業が行われていたと考えられる。第1条の高輪教育所（〔図〕⑧）に関しては、同年9月17日の乞食旧里引渡令³⁵に基づいて設けられた。この令では、「壮健ノ者」は旧里に引き渡すとしているが、「癡疾老幼」の者や旧里の不明な者についての取り扱いが書かれていない。高輪教育所は、こうした者を収容することを意図して造られたのである³⁶。また、開所以来1か月にして収容者の3分の1が出奔し、病死者が1割に達していることや、同所の窮民取扱案に無宿・野非人・乞食の強制収容と逃亡厳禁を図ることが書かれていることから、授産施設というよりも懲治監としての役割が強かったと指摘されている³⁷。

このように、教育所政策は、開墾に向かない窮民を収容するために行われ、強制的に収容されるケースもあった。さらに、高輪教育所に至っては本来の役割である授産施設というよりも懲治監の

側面が強かったと言える。また、麴町を除く救育所は、郭外に設けられていた。こうした窮民に対する開墾政策とそれに伴う収容所・救育所政策は、明治4年になると窮民対策の政治的緊急性も希薄化したとともに、資金調達が困難となったため、次々と廃止されたという³⁸。

小括 「貧富」の住み分けの傾向

この章では、窮民（貧民以下）に対して行われた桑茶令と開墾政策・収容所・救育所について述べた。いずれの政策も武士や町人といった身分にかかわらずに行われており、その過程において強制力が伴うケースも多くみられた。こうした例をみていくと、これらの政策が、住民意思に基づいているとは言えない。さらに、関連する施設のほとんどが郭外に設けられていることや、下総へ開墾行きにしていることから、窮民を朱引外、少なくとも郭外の周縁部に押し出そうという意図が読み取れる。こうしたことから、郭外は、首都化する郭内にとって不都合、あるいは不必要なものが押し出されるエリアであったと考えることもできよう。また、収容所・救育所が武家地の屋敷を利用していることを鑑みると、当時は身分地域制が維持されており、新政府が身分地域制をかなり恣意的に運用していたことも合わせて強調したい。

さらに、新政府が窮民を朱引外、少なくとも郭外の周縁部に押し出すという意図を持っていたとすると、これらの政策は貧富の住み分けを推進しているということができるとはならないか。結果的にこれら一連の政策が貧富の住み分けを推進していることは確かであり、人々は経済的な基盤を基に配置し直された。東京府は、人々の所在を把握するとともに、経済的な基盤や納税能力をも把握し、新たな都「東京」にふさわしい人々のみを郭内に住ませようとしたと推測される。このような「身分よりも貧富を重視する姿勢」は、東京府の幹部たちの考え方からも窺える。例えば、当時府大参事で府知事も務めた大木喬任が江藤新平に宛てた書簡³⁹が挙げられる。この中で大木は、長州出身の者でも、薩摩出身の者でも、豪商でも、富民でも、藩士でも、僧侶でも、大名であっても禄に関わりなく開墾に参加できることを述べており、出身や身分によって区別しないことがわかる。また、開墾された土地は、「無産之遊民・脱浪士之望む者」へと与えられ、いずれは「士農工商合同混一」の町となると述べているのだ。

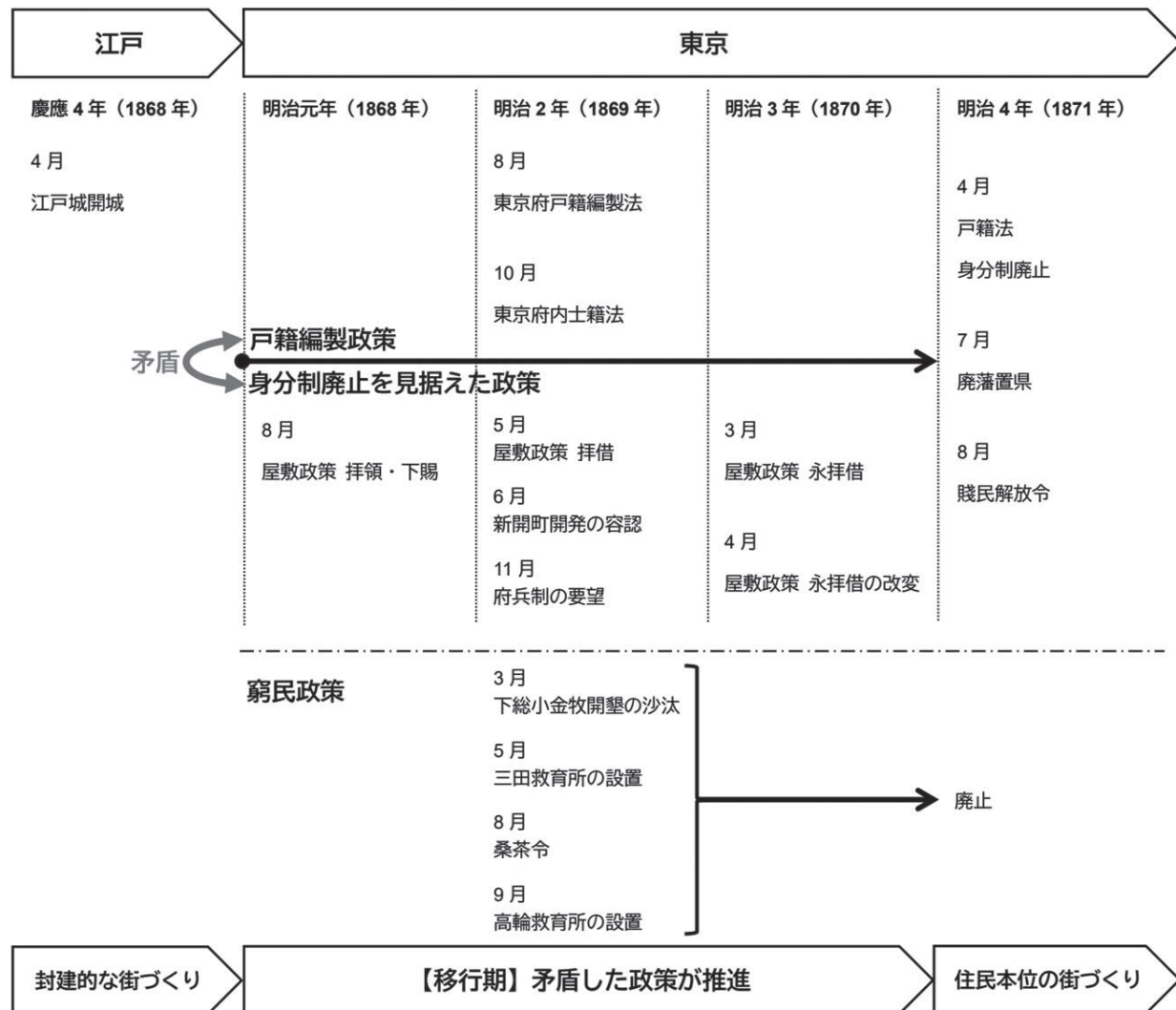
このように、明治初期の江戸から東京への移行期においては、貧富による住み分けにつながる政策が推進され、そこには新政府の窮民放逐の意図が働いていたことが窺える。さらに、これらの政策は、強制的に行われることが多く、住民本位の街づくりとすることはできない。貧民以下に対しては、住民意思を顧みることなく、放逐政策が推進されたのだ。また、こうした貧富の住み分けの発想は、市区改正計画でも登場することとなり、この東京府の政策が発端とも考えられる。

終章 封建的な街づくりの打破と「貧富」の行方

ここまで住民意思と都市政策が合致した例（武家地拝領政策、新開町開発政策）と乖離した例（桑茶令、開墾政策・救育所）に関してみてきた。ここで注目されるのは、いずれの政策も身分地域制に反したり、施策の対象が身分を問わなかったりしたことで、身分に対してそこまで固執していなかったことである。しかし新政府が身分にこだわっていなかったのにもかかわらず、身分制を廃しなかった理由については、戸籍編製を行うためであったことは先述した。では、土地の身分的性格を明らかにする手法による戸籍編製は、成功したのだろうか。結果を言えば、成功することはなかった。身分を居住地と共に把握することは、熾烈な武家地引替要望や新開町を始めとする町人の

武家地侵食によって困難になったことに加えて、府藩県という3つの権力構造の存在が情報の一元化を困難にしたのだ。その結果、明治4年4月に戸籍法が制定され、身分に左右されない完全な属地主義による居住者把握が目指されることとなる。さらに民部省は、戸籍法の意義について「今日政府ノ目的トスル所ハ、族属固有ノ門地ヲ破リ、断然四民同一平均ノ権利ヲ与ヘシムルノ旨意也」⁴⁰と語っており、戸籍法によって身分制打破への道筋をつけようとする意図が窺える。

戸籍法に基づく戸籍編製は、明治5年2月1日以降行われる予定であったが、それに先行して三都府と開港場では、戸籍法に基づく寄留人調査が行われた⁴¹。しかしその過程で、身分制が戸籍編製の障害となる。戸籍編製過程が身分制に依存しているため、提出された帳簿を属地ごとに整理し直すという手間が生じたのである。かつては戸籍編製のために維持した身分制が、戸籍編製の障害となった瞬間であり、「身分と属地主義という異なる集団編成原理の矛盾の具体的な現れ」⁴²であると指摘されている。この結果に新政府は、身分制とそれに伴う統治機構の打破の必要性を改めて感じたのであろう。同年7月には廃藩置県を断行し、身分制に依存する統治機構を全国的に打破し、8月には賤民廃止令（解放令）によって「穢多非人ノ称ヲ廢シ身分職業共平民同様ト」して、翌年には士族触頭という武家地・寺社地の身分制統治機構を打破するなど、矢継ぎ早に身分制とそれに



[年表] 住民本位の街づくりへの流れ

依存する統治機構を打破したのだ。ここに新政府開設以来、緩やかな条件による屋敷の拝領政策や町人による武家地の開発許可といった身分制を見据えて敷かれたレールがようやく終着駅に至ったと言えよう。それに伴って身分制度により分割されていた街においても、身分制打破による身分地域制の廃止によって、封建的な街づくりシステムが打破されたのである。また、武家地拝領政策や新開町開発政策は、これまで戸籍編製が困難になった理由や空間の移動に注目して研究されるのにとどまっていたことが多いが、本稿で住民意思をキーワードに、身分制廃止を見据えた政策として位置付けられたことは大きな成果と言えよう。

ここで初めに立ち返って本稿を書き始めたきっかけを思い起こしたい。最初に述べた推論は、「新政府は、街づくりシステムを住民本位の（住民意思に基づく）ものに転換した」というものであった。ここまでみてきて、果たして街づくりシステムは住民本位なものになったのだろうか。身分地域制が打破され、江戸時代から続く封建的な身分に基づく街づくりシステムが転換されたことは確かであり、その移行期においても武家地拝領政策や新開町開発政策といった住民本位の政策が展開されていた。しかし、貧民以下に対して行われた政策に目を移すと、そこには強制力をも伴うとても住民本位とは言えない政策が推進されていた。しかしこれらの窮民対策政策は移行期のものであり、これらが同じく明治4年に廃止されていることを考えると、明治4年を境に住民本位の街づくりシステムに転換したと言うことは可能ではないだろうか。これまでも「明治4年」という年は、身分制廃止や廃藩置県などが起きた節目の年と捉えられてきたが、移行期の都市政策・窮民政策を研究した結果、街づくりシステムという観点からも、「明治4年」が大きな転換点であると言えるのだ。年表にするとよりわかりやすい。

ただし、忘れてはならないのは大木喬任の書簡にあるように、東京府幹部は貧富の区別を重視する考え方を持っているなど、貧富の住み分けにつながるような思想があったことだ。さらに、明治11年ごろから計画される市区改正の構想の中にも「中央区区論」と呼ばれる貧富の住み分けを含むものがあつた。2名の府職員が大隈重信に宛てた防火に関する上申⁴³にも登場する。この上申に「寒酸ナル者ハ冷澹ノ地ニ轉ジ富饒ナル者ハ熱鬧ノ衢ニ移リ」とあるように、貧富の住み分けが図られていたことは明白である。この中央区区論は、明治13年に出された市区改正の構想が本格化するきっかけとなる府知事松田直之の「東京中央区画定之問題」に引き継がれており、ここでも貧富の住み分けの発想があつたものと思われる。中央区区論が実現することはなかったため、住民本位の街づくりシステムへの転換という結果には影響は与えないが、明治12年になっても貧富を重視する姿勢が政府内にあつたことは頭に入れておかねばならない。

最後に本稿の研究成果を簡潔にまとめると、以下のようになる。

- ① 武家地拝領政策と新開町開発政策は身分制廃止を見据えた政策と位置付けられること。
- ② 新政府内部において、身分制廃止を見据えた政策と戸籍編製政策という矛盾した政策が推し進められていたこと。また、身分地域制が恣意的に運用されていたこと。
- ③ 移行期の都市政策・窮民政策からみると、「明治4年」を境に街づくりシステムが転換され、住民本位の（住民意思に基づく）ものに変化したということ。

特に③については、推論を証明する形となり、重要な研究成果といえよう。また、それにつながるものとして①を明らかにできたことの意義も大きいと考える。

江戸から東京へと移り変わる様は興味深いものがあり、明らかにされていないことも多い。本稿では、その一端を明らかにすることができたと考えている。移行期という過渡期に、どのような政策が採られたのかを研究することは、大いに意義があろう。今後、この分野の研究が進むことを期

待してやまない。

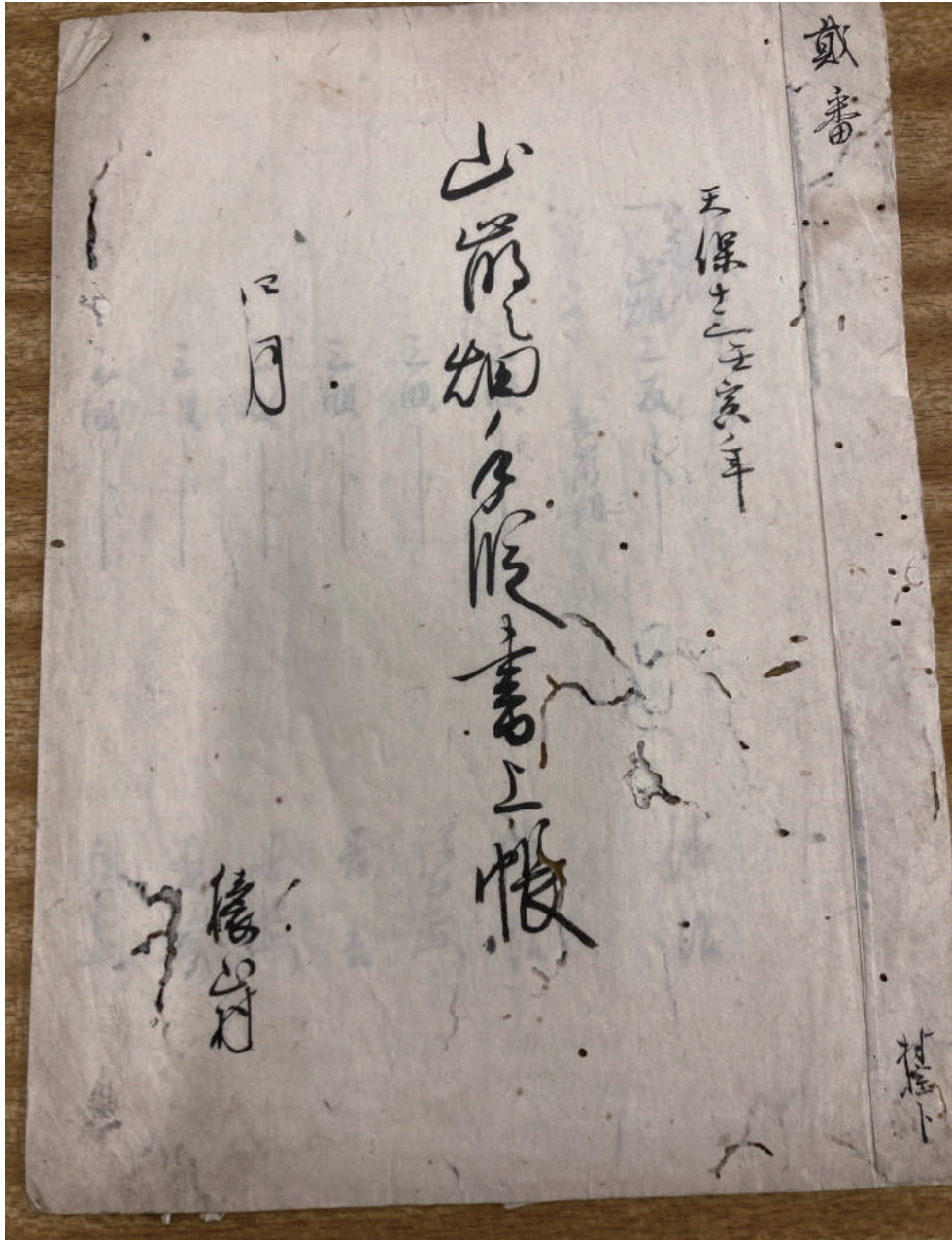
註

- 1 松山恵『都市空間の明治維新一江戸から東京への大転換』（筑摩書房、2019）など
- 2 ①明治元年8月以前、②明治元年8月、③明治2年5月と3度にわたって設定されている。詳しくは、松山恵「〔郭内〕・〔郭外〕の設定経緯とその意義:近世近代移行期における江戸、東京の都市空間（その5）」（『日本建築学会計画系論文集』69巻、580号、2004）を参照。
- 3 横山百合子『江戸東京の明治維新』（岩波書店、2018）p.26
- 4 横山2018 p.49
- 5 横山百合子「明治維新と近世身分制の解体」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座7 近世の解体』東京大学出版会、2005）【2005a】 p.149
- 6 『東京市史稿市街篇第49』 p.325
- 7 松山2019 p.221
- 8 明治2年『法令全書』第460
- 9 横山百合子「解体される権力」（吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市2 権力とヘゲモニー』東京大学出版会、2010）p.188
- 10 横山2018 p.64
- 11 横山2010 p.191
- 12 『東京市史稿市街篇第51』 p.108
- 13 松山2019 p.226
- 14 横山2018 p.61
- 15 松山2019 p.229
- 16 明治2年『法令全書』第460
- 17 松山2019 p.232
- 18 児玉典久「封建領主階級の解体と旧領主階級の近代的投資家への転化過程—幕末維新时期における旗本稲生家の動向と帰趨—」（『文書館紀要. (6)』1992） p.26
- 19 松山恵『江戸・東京の都市史 近代移行期の都市・建築・社会』（東京大学出版会、2014） p.199
- 20 『東京市史稿市街篇第50』 pp.685-686
- 21 牛米努「五十区制の形成と展開」（『歴史評論』405、1984） p.18
- 22 松山2014 p.170
- 23 大木喬任「奠都当時の東京」（『奠都三十年』博文館、1898） p.101
- 24 川崎房五郎『都史紀要1 3 明治初年の武家地処理問題』（東京都、1965） p.70
- 25 「三田麴町高輪三ヶ所救育所ヲ設ケ救民ヲ撫育スル云々ノ意見書」（『大木喬任関係文書』）
- 26 川崎1965 pp.76-78
- 27 『東京市史稿市街篇第50』 p.416
- 28 川崎1965 p.80
- 29 明治2年『法令全書』第269
- 30 北原糸子『都市と貧困の社会史—江戸から東京へ』（吉川弘文館、1995） p.266
- 31 北原1995 p.263

- 32 北原1995 pp.267-279
- 33 『東京市史稿市街篇第50』 p.613
- 34 松山2019 p.167
- 35 明治2年『法令全書』第883
- 36 北原1995 p.299
- 37 北原1995 p.300
- 38 北原1995 p.259
- 39 江藤茂国氏所蔵「江藤新平関係文書」R1-5-12
- 40 福島正夫「明治4年戸籍法とその展開」(『日本資本主義と「家」制度』東京大学出版会、1967) p.221
- 41 横山百合子『明治維新と近世身分制の解体』(山川出版社、2005)【2005b】 p.206
- 42 横山2005b p.215
- 43 「東京繁華街ノ家作制限ノ議：大隈参議宛」早稲田大学古典籍総合データベース
(https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/i14/i14_a3920/index.html)

湯山家文書からみる山畑の開発と金融

神奈川県立足柄高等学校歴史研究部 2年 みとめ ゆうあ
三留 優逢



はじめに

私たち歴史研究部では、2021年4月から神奈川県南足柄市広町に居住する湯山みはる氏が所蔵する古文書を調査している。現在古文書の封筒詰め及び目録取りがようやくもう少しで終わりそうな段階にある。私は昨年度「湯山家文書からみる報徳仕法と地域金融」というテーマで古文書を読み解き、研究をした。

今回私は「湯山家文書からみる山畑の開発と金融」というテーマで研究を進めた。この研究テーマを選んだ理由は、湯山家文書の中からレポートの題材を探していた最中に土地関連の古文書がいくつか見つかったからである。この古文書に書いてあることを研究していけば、昔の南足柄で人々がどのように土地を利用し、生活を行っていたのかが明らかになるかと考えたからだ。今回研究対象とした資料は、天保年間の資料であり、去年研究した報徳仕法とも関連付けられると考えた。

土地について学ぶことで、村の人々がどのように土地と関わりをもち、現在の土地利用と比べて良い所を取り入れ、悪い点を改善していく事もできると考えられる。

今回読解した古文書からは、なたねや胡麻、米や麦などを買っている人々が存在し、それらの用途や金額を調べていけば、当時の詳しい金融の様子や土地の様子を想像していくことができると考えられる。

1 章 湯山家の概略とこれまでの研究成果

1 湯山家についての概略

初めに湯山家についての説明を記載していく。

私たちは、湯山みはる氏に古文書の整理の進捗状況を報告するなかで、2回ほど聞き取り調査を実施した。1回目は足柄高校へきていただき(図1)、2回目は湯山みはる氏の自宅を訪れた(図2)。湯山みはる氏からの聞き取り調査に基づき、概要を述べていきたい。

湯山みはる氏は昭和22年(1947)生まれで、幼い頃から旧猿山村の自宅で過ごしていた。湯山家の家族構成は母、父、兄、妹(湯山みはる氏)、祖父、祖母であった。母は湯山カヨ氏であり、父は湯山徳寿氏である。徳寿氏は昭和32年(1957)に亡くなっている。兄は湯山徳男氏であり、55年間の間、湯山家の世帯主であった。長男が世帯主となる風習があり、湯山徳男氏が世帯主となったのは祖父から兄という流れによるものである。湯山徳男氏は歴史を好んでいたため、蔵でよく本を読んでいたそうで、今回整理した史料の存在も知っていたと考えられる。

今回の古文書で分析する中で、出てくる湯山家当主は「徳治」という人物で、湯山家では代々男性は「徳」という字を世襲していたこともわかる。古文書から分析するに、湯山家は猿山村において、ある程度の土地を所持しており、有力な百姓のうちの一人であったと考えられる。

2 湯山家と報徳仕法

昨年度研究したことを確認していきたい。昨年は天保13年(1842)「借財壺人別取調帳」や天保13年(1842)「頼母子講壺人別取調帳」から具体的に金額や人物を調べた。

そこでは、「借財壺人別取調帳」からは、猿山村の百姓たちがこの時期に多くのお金を猿山村や他村から借り、更に馬や食料なども借りていることもわかった。百姓たちは天保の飢饉によって村が荒廃する中で、自分たちの金融網を駆使して生計の維持を図っていたことを明らかにできた。

「頼母子講壺人別取調帳」からは、百姓による「無尽」が盛んに行われていたことがわかった。弥五右衛門や助右衛門が資料中に何度も登場し、彼らのような村の有力者が頼母子講には必要とされていたことがわかった。頼母子講は村人が全員で協力して村全体の利益を上げ、活性化していくものであることが読み取れた。

猿山村の村人は、二宮尊徳が始めた報徳仕法を利用して、活発にお金のやり取りをしていた。人によってはお金だけでなく物を借りていたり、現代にはないような貸し借りのやり取りが見られた。それらの古文書に登場した多くの人物は、今回研究するために使用した「報徳米麦金銭出入山崩人足取調書上元帳」にも登場していた。彼らが金融面だけでなく、この当時どのように土地の利用を考えていたのかを、このレポートを通して明らかにしたい。

2章 「山崩し畑手段書上帳」(図3、史料1)の分析

1 史料の分析

本項では、湯山家に残された古文書である「山崩し畑手段書上帳」について分析する。

天保十二年の八月に堀頭という場所で、「山畑三反分」とあることから900坪程度の山畑を購入したことが読み取れる。「三畝分」という記述が10人分あることから三反分の山畑は三畝ずつ10人の農民で割られていることが確認できる。古文書には「此崩作」とあるが、「崩作」という意味は、山を崩して畑に活用するという意味ではないかと考察できる。

「亥八月右徳治持分之林跡」とあり、そのあとに「崩畑」とあることから「林跡」を「崩畑」というものにしたと考えられる。「崩畑」とは何かを考察すると、作物などを育てるために山を崩し、山畑のようにしたものではないかと考察できる。そして「崩畑ニ銘々割合仕為冥加金取極不残加入」とあるが、ここからは「林跡」を「崩畑」にしたため、徳治が「冥加金」というお金を差し出したと考えられる。

史料の続きには、「芝間八反」とあり、かなり大きな土地が書かれている。「是者右善右衛門質入置候分」、「代金六両壹歩」とあり、善左衛門が芝間八反を六両壹歩で徳治に質入したと読み取れる。

そもそも「芝間」とは何なのかを考えていく。現在「芝間」という単語は草や芝を刈り取る土地、もしくは開墾できる可能性のある土地という意味合いで使われている。この時代でも意味合いはあまり変わらないのではないかと考えられる。徳治が「芝間」を多く持つメリットや用途を考えていくと、手に入れた大きな「芝間」を畑にし、農作物を作ることでより多くの利益を得られるため、徳治は「芝間」を入手したと考えられる。

「芝間五畝分」、「代金壹歩ニ朱」、「是者村方三五郎右代金ニ而買求メ候分」とあり、「芝間五畝」を三五郎から徳治が買ったことがわかり、徳治は持ち分を他の記述にあるように「崩畑」にしたのではないかと考えられる。「右者同人共質入致置候分受戻シ并買受則前書之金子御拝借仕右地所夫々割合崩畑ニ」という記述からは、「御拝借」という部分から「御」が尊敬語であることがわかるため、藩や名主など身分の高い者からお金を借りて「芝間」や「山畑」を買ったことがわかる。

史料には「二毛作之内壺毛種作之分不残御返納に差向可申上候」とあることから、この時期に猿山村では二毛作が行われていたことがわかる。江戸時代には、多くの新田開発が行われており、農作物の研究や新しい農具なども開発され、米や麦などの農作物が盛んに作られていた。こうした背景から、山間であることを考えると、二毛作で麦が作られ、その後何かの作物を仕付けていたとも考察できる。「壺毛種作之分不残御返納に差向可申上候」の記述からは、行われていた二毛作のう

ち一毛作分を返納金にあてたことが読み取れる。

「金壹両三歩壹朱」、「上木売拂」、「代金分」とある。「上木」について考察していくと、前の記述にあったような林に植えられていた木を売り払ったことだと考えることができ、「残金九両三朱」とあることから、残金を徳治が支払ったとも考えることができる。

「右円右衛門質入致置候分御主法金拜借仕夫々割合崩畑に仕二毛作之一毛種作之分不残御返納に差向可申上候」とあり、「御主法金」とあることから報徳仕法との関わりを考察することができる。報徳仕法では初期段階では米や雑穀の支給が行われており、その米や雑穀は最終的に換金化して返済していくこととなっている。何を貸しつけられたかは記述から確認できないが、報徳仕法が行われているならば、農作物の貸し付けがあったとも推測できる。

「銭七拾文」、「借用」、「五ヶ年割済」とあることから、銭七拾文を借用し、五ヶ年に分けて返済することが読み取ることができる。「平兵衛」、「貨物代払」、「八人分」とあり、平兵衛からお金を借りていて、貨物代を八人分まとめて支払っていることが読み取ることができる。まとめて支払いをしている理由を考えると、お金の返済期限が迫ったからと考察できる。「八人分」から八人の村人が存在し、そこでお金のやりとりを行っていると考えられる。

「四人分」、「売払」から四人分の質物を売り払ったと考えることができる。「金六両壹朱ト貳百文」、「金四両貳分ト二百文」、「田蔵方へ返済」から、中沼村名主の田蔵へ金四両貳分ト二百文を返済したことが読み取れる。「一金壹両三分貳朱」、「田蔵方より借用」では、何者かが田蔵から壹両三分貳朱を借りたと考えることができる。

「惣差引」、「五ヶ年割済」からすべて差引したのち、五ヶ年に分けて返済することにしたと考察できる。いくつか田蔵への貸し借りが繰り返されているが、この理由は不明である。

「一金三両貳朱」、「銀三匁」、「返済」、「勘右衛門」から、前述の五ヶ年割のうち三両貳朱と銀三匁を勘右衛門に返済したと読み取ることができる。「一金貳歩貳朱」、「善左衛門」、「借用」からは貳歩貳朱を善左衛門から借用したと読み取ることができる。

「米かし」、「メ七斗五升」から、七斗五升を借りたことが読み取れるが、誰から借りたのかは記載されていない。「夫銭かし」、「一四両拾四文」、「儀左衛門」から儀左衛門が夫銭を四両拾四文借りたことが読み取れる。

「丑三月」、「中沼村」、「一麦四俵」、「田蔵方より」から、中沼村の田蔵から丑三月に麦四俵を借りたことが読み取ることができる。「丑三月」、「一金貳両」、「同人」、「借用」、「是ハ関本半兵衛方」から、丑三月に同人から貳両借りたのち、関本村の半兵衛に返済をしたと考えられる。この「同人」は前述の田蔵であると読み取ることができる。

「丑三月」、「同人」、「一金拾両壹歩三朱」、「借用」から丑三月に同人から金拾両壹歩三朱を借用したと考えられる。この同人は前述の半兵衛であると読み取ることができる。

2 史料の考察

この史料からわかることは、林跡などを山畑の開発のために活用していったということである。「崩畑」などの記述から、山を崩して村人が開発を行おうとしたことが読み取れた。農民同士の金銭のやり取りから、農民同士の結びつきが強かったことも読み取ることができる。当時は天保の飢饉（天保4年～7年）の後で、大雨による洪水などで凶作が起き、多くの餓死者が出て、更には米価が上がったことで、値下げを求め一揆や打ちこわしも全国的に多く発生していた。このような背景があったからだろうか、今回史料から見たように農民同士で協力して金銭の貸し借りをを行い、

生活を成り立たせており、更に従来あまり畑として利用されることも少なかった山畑の開発をこの時期には進めていったと考察できる。

3章 「報徳米麦金銭出入山崩人足取調書上元帳」(図4、史料2)の分析

1 史料の分析

本項では湯山家に残された古文書である「報徳米麦金銭出入山崩人足取調書上元帳」について分析していく。

まず、この古文書の資料名である「報徳米麦金銭出入山崩人足取調書上元帳」から概要を考察すると、「報徳」とあることから報徳金に関する資料であると考察できる。「金」、「米麦」、「出入」ともあり、報徳金に関する米・麦の出入(しゅつにゆう)に関する資料であることも推測できる。

「定治郎」、「正月廿三日借用」、「石売買元金」とあることから、「石売買元金」として定治郎からお金を借りたと読み取れる。

「一米拾俵」、「田蔵」とあり、以後の記述に内訳で村人の名前が見られることから、田蔵が人にお金を割り渡して土地を開発させるという考察ができる。土地がどのようなものかは記載されていないが、「山畑」、「山崩」などの記述も見られるため、これらの土地に関するものではないかという考察ができる。

「一石拾八人二而正月迄三月迄」という記述の以後に十二人の村人の名前が確認でき、「壹分式朱ト四百文」、「積金」とあることから一月から三月まで十二人でお金を借りたのち壹分式朱と四百文は積立に回すのではないかという考察ができる。「残金壹両貳分借用」、「是ハ七月迄相済」とあり、壹両貳分が足りず、七月までに用意したのではないかと考察できる。

「三月十六日」、「報徳米」、「一米六俵」とあり、三月十六日に報徳米として六俵借りたと推測でき、以後の記述に「一麦六俵」も見られるため、米六俵に加えて麦六俵も借りたことが推測できる。「五ヶ年割」という記述から五ヶ年に分けて返済し、「八口メ」から一人で返済するのではなく、八人で割って返済していくと考えられる。合計金額が「金六両貳分式朱ト百廿六文」とあるが、それ以前の金額を合計したものと違う金額となっている。

「一米拾俵」、「田蔵」、「借用」、「八口メ金六百式朱ト百廿四文」とあり、田蔵から米を十俵借りたのち八口で村人に割り渡されたと考えられる。「此内百廿四文金式両貳分式朱ト式百廿六文」、「式ヶ年納」とあり、これは前述の「此内金式両貳分式朱ト式百廿六文」のうち二年分を納めたのではないかと推測できる。よって「此内金式両貳分式朱ト式百廿六文」は残り三年分という意味なのではないかと考察できる。

「山畑三反分程くすし」、「徳治郎分」、「メ拾人」とあり、徳治郎分の山畑が三反分程崩れていると考えられる。山畑が崩れていると耕作や農業には不向きなため十人で開発をするのではないかと考察できる。

「一米拾俵」、「報徳米」、「田蔵の借用」とあり、報徳米として田蔵から米を借りたと考察できる。「右米式俵ヲ又米式俵加へ」、「四俵ニ而右金式両貳歩」から米式俵と米式俵を加えて四俵になると推測できるが、残りの式両貳歩の旨は不明であるが「勘定相済申候」から式両貳歩についての計算処理をしたのではないかと推測できる。

「亥十月」、「儀左衛門」とあることからこれまでの内容は亥十月に儀左衛門が田蔵から借りたものと考察できる。

「亥十一月十九日」、「定治分」、「一金三步壺朱」、「儀左衛門」、とあり定治が儀左衛門から三分壺朱を借りたと考えられる。「右金子之儀者斗開発金ニ相済申候」とあり、ここに開発金とあることからこの三分壺朱は開発のために納められたのではないかと考察できる。「金式歩壺朱」、「徳治分」、「右金三步壺朱」、「定治方ニ返済」とあることから、まず徳治からお金を借用したことが読み取れる。三步壺朱は積立のお金なのではないかと考えられ、ここから報徳仕法との繋がりも考察していくことができる。

「子四月」とあり、以後に村人の名前が十人記載されていることから、子四月に十人の村人がお金を積み立てたと考えられる。「此代金三分ト銀三匁五分」とあり、この金額は壺両あたり六斗で換算すると求めることができる。

「なたね代引」とあり、山畑でなたねを生産していたのではないかと読み取ることができる。「胡麻代引」とあることからなたねと同様に胡麻も山畑で生産されていたのではないかと読み取ることができる。「五ヶ年割引」、「残金式両式分式朱ト三百五拾式文」とあり、育てた胡麻やなたねを返済にあてたのではないかと推測できる。

「右山畑くすし」、「メ拾四人」とあることから、十四人の農民で山畑などを開発したのではないかと考えられる。

2 史料の考察

この古文書からは村人たちが報徳仕法のなかで、お金の貸し借りだけではなく、米や麦も貸し借りを行ったことがわかる。2章で扱った「山崩し畑手段書上帳」と同様に、「開発金」などの記述から、土地の開発のために農民が協力していったことも確認できた。また、山畑でなたねや胡麻を生産していたのではないかと読み取ることができる記述があった。

当時は二宮尊徳が領内の農民、藩士などを対象とする貸し付けを行っていた。ここでは特に農民同士が貸し借りを行っていることが多い。この古文書の表紙に「報徳米麦金銭出入」とあるため、報徳仕法の中で農民同士が貸し借りを行っていた事例であり、農民同士が互いを支える理念のようなものが報徳仕法にはあったのではないかと考察できる。

おわりに

古文書の分析から次のようなことがわかった。

2章からは林跡などを山畑の開発のために利用しており、「崩畑」などの記述から、山を崩して村人が開発を行おうとしたことが読み取れた。農民同士の金銭のやり取りから、農民同士の関係が強かったことも読み取ることができた。史料からは農民同士で協力して金銭の貸し借りをを行い、生活を成り立たせており、更に元はあまり畑として利用されることの少なかった山畑の開発も進行していったと考察できた。

3章からは村人たちが報徳仕法のなかで、お金の貸し借りだけではなく、米や麦も貸し借りを行ったことがわかる。

今回レポートを作成し、米や麦を貸渡しや農民同士でのお金の貸し借りがあることがわかり、当時の様子を想像していくことができた。「報徳金」に関する史料からは、昨年研究した報徳仕法と関連付けて考察していくことができ、報徳仕法についての理解も深めていくことができた。山畑に関する記述では開発を通じての農民同士の繋がりが見られた。今では山畑を利用した農作物はほと

んど見られないが、当時は山畑が身近なものなんだと感ずることができた。

参考文献

・『南足柄市史6通史編1自然・原始・古代・中世・近世』（南足柄市、1999年）

調査協力

湯山みはる氏（史料所蔵者）

顧問

桐生海正先生

史料

史料1 「山崩し畑手段書上帳」(湯山みはる氏所蔵文書)

天保十二亥年八月

字堀頭

一 山畑三反分

此崩作

三畝分 徳治

三畝分 孫右衛門

三畝分 善吉

三畝分 善左衛門

三畝分 義左衛門

三畝分 円右衛門

三畝分 定治

三畝分 伊左衛門

三畝分 兼右衛門

三畝分 作衛門

ノ

是者去る亥八月右徳治持分之林跡
崩畑二銘々割合仕為冥加取極不残加入に
差出し申候則別帳奉可申上候以上

天保十一子年二月

字松木沢 円右衛門

一 山畑六畝分

同

一 山畑壹反六畝分

同

一 山畑壹反分

同

一 芝間八反六畝分

ノ合 壹町壹反八畝分

代金 六両壹歩

是者右円右衛門質入致置候分

字同断 善右衛門

一 山畑三畝拾分

一 芝間六畝二拾分

メ合 壹反分
代金 二歩二朱
是者右善右衛門質入致置候分

字同断
一 芝間五畝分
代金 壹歩二朱
是者村方三五郎の右代金ニ而買求メ候分

三口反別合
壹町三反三畝分
三口合金七兩壹歩
右者同人共質入致候置分受戻シ并買受則
前書之金子御拝借仕右地所夫々割合崩畑に

仕二毛作之内壹毛種作之分不残御返納に
差向可申上候

天保十二丑年二月
字丸山 円右衛門
一 山畑三分
一 山畑壹反伍畝分
一 山畑壹反伍畝分
一 芝間壹町二反分
合 壹町八反分
代金 拾壹兩
内
金壹兩三歩壹朱 上木売拂
代金分
残金九兩三朱

右円右衛門質入致置候分御主法金拝借仕夫々
割合崩畑に仕二毛作之一毛種作之分不残
御返納に差向可申上候

史料2 「報徳米麦金銭出入山崩人足取調書上元帳」(湯山みはる氏所蔵文書)

覚 定治郎
正月廿三日 借用
一金三兩貳分 石売買元金
六百四拾文

定治郎
助右衛門
佐右衛門
伝左衛門
清六
善左衛門
弥五右衛門
平治
源治
善吉
円右衛門
儀左衛門
寅藏
半兵衛
兼右衛門
儀兵衛
佐太郎

一石拾八人二て正月より
三月迄
一金壹分二朱ト 積金
四百文

三月勘定
惣差引
残金壹兩貳分借用
是ハ七月迄相済

亥五ヶ年割済
三月十六日 報徳米 中沼村
一米六俵 田蔵様分
代金四兩貳分 借用
一麦六俵
代金貳百貳朱分

永拾七文八分四厘

ノ金六兩貳分貳朱

永拾七文八分四厘

此訳 五ヶ年割済

一金壹兩壹朱ト 弥五右衛門

錢貳百四反

一金壹兩壹朱ト 善吉

貳百四文

一金壹兩壹朱ト 儀左衛門

三百四反

一金壹兩壹朱ト 善左衛門

三百四反

一金三分三朱ト 兼右衛門

一金三分三朱ト 佐太郎

三百四文

一金壹分 政八

一金貳朱 寅蔵

八口ノ金六兩貳分貳朱ト

百廿四文

此内金貳兩貳分貳朱ト

貳百廿六文

亥五月 中沼村

一米拾俵 田蔵

借用

此訳

一米貳俵 助左衛門

一壹俵 伝左衛門

一壹俵 善左衛門

一貳俵 弥五右衛門

一壹俵 儀左衛門

一壹俵 兼右衛門

一貳俵 佐太郎

ノ米拾俵

八口ノ金六百貳朱ト

此内 百廿四文

金貳兩貳分貳朱ト 貳ヶ年納

貳百廿六文

亥八月 是ハ 徳治郎分
山畑三分程くすし

徳治郎
弥五左衛門
善左衛門
善吉
円右衛門
儀左衛門
定治
伝右衛門
兼右衛門
佐太郎

ノ拾人

一米式俵 報徳米 中沼村

田蔵分
借用

一金式両式分中沼村善右衛門方ニ
借用御座候所

右米式俵ヲ又米式俵加へ

二口ノ四俵ニ而右金式両式歩

勘定相済申候

亥十月 借主儀左衛門

亥十一月十九日 定治分
一金三步壹朱 儀左衛門
右金子之儀者斗開発金二 借用
相納申候

亥十一月分

来ル子八月迄積金ノ高金三朱

金式歩式朱 徳治分
借用

右金三步壹朱 定治方ニ返済
子八月十日分

種積金

子四月

一六升壹合 儀左衛門
一六升 善左衛門
一八升 弥五右衛門

一四升五合	佐太郎
一四升七合五夕	兼右衛門
一三升	定治
一貳升	伝右衛門
一六升	善吉
一三升	円右衛門
一八升壹合五夕	徳治
ノ五斗壹升五合	両ニ六斗替
此代金三分卜	
銀六匁五分	

子三月	
一山畑見酉壹町貳石分程	
代金六兩壹歩	
一山畑壹反分程	
代金貳歩貳朱	
一山畑五畝分程	
代金壹分貳朱	
三口ノ代金七兩壹歩	
内金三分卜	なたね代引
六兩五分	
残金六兩壹分貳朱	借入金
壹兩	
内金貳歩卜	胡麻代引
六百三拾六文	
金三兩貳朱	五ヶ年割済引
三兩	
差引	
残金貳兩貳分貳朱卜	
三百五拾貳文	

右山畑くすし	
人別	
	徳治郎
	弥五右衛門
	善吉
	円右衛門
	幸蔵
	佐左衛門
	善左衛門

儀左衛門
伝右衛門
佐太郎
秋松
半兵衛

ノ拾四人

子三月 程くすし
一山畑壹町貳反ト程くすし
代金□兩壹歩

一山畑壹反ト程くすし
代金貳歩貳朱
一山畑五町ト程くすし
代金壹歩貳朱
三口ノ代金七兩壹歩
内金三分ト
六兩五分

残金六兩壹分貳朱ト
銀壹匁
借用金

同三月
一朱拾俵 中沼村
一麦拾俵 田藏方
借用

此訳
一大麦四斗五升 善吉
一米四斗
一米壹俵壹斗 弥五右衛門
一麦壹俵ト
壹斗八升
一合壹俵ト三斗 円右衛門
一麦壹俵
一米壹俵ト
三斗五升
一麦三斗 幸藏
一麦壹俵 助左衛門
一米壹俵壹斗 儀左衛門

一麦式俵	
一米壹俵壹斗	伝右衛門
一麦三斗	
	兼右衛門
一米壹俵壹斗	
一麦壹俵壹斗五升	
一米壹俵五升	佐太郎
一麦壹俵ト壹朱式升	
一米五升	政八
一米五升	半兵衛
メ米麦式拾俵	
子十一月	相濟
一三百七拾弐文	なたね 儀左衛門
	代 善吉
一百六拾七文	
メ五百四十三文	
一四百廿四文	佐右衛門
	くわ代かし
一四百文	弥五右衛門
	くわ代かし
一金壹朱ト	善吉
白米壹升	下家ふしん
	かし
一貫百三拾七文	円右衛門
	七月 夫錢かし
五口メ金壹朱ト	
	弐貫五百三拾七文
	白米壹升
二口メ金壹朱ト	
	三メ八拾文
	胡麻
子九月	
一六升	弥五左衛門
一弐升	善吉
一弐升六合	善左衛門
一弐升	助右衛門
一壹升六合	佐右衛門
一弐升四合	伝左衛門

一壺升六合 伝右衛門
一六升 儀左衛門
一壺升八合 佐太郎
一壺升九合 兼右衛門
一壺升六合 円右衛門
一四升 徳治
一八合 政八 秋松

ノ三斗式升七合 百文二付
此代金式分ト 八合替
六百三拾六文

子十二月
五ヶ年割済
一金四両三分ト

借用

銭金七拾文
一金四両式分 中沼村
五両 田蔵方より
村泊用

二口ノ金九両壺分ト
五百七拾文
此内

式分三両 関本村
金八両三歩ト 平兵衛
式両五拾文 貨物代払
八人分

右貨物之内

四人分
金六両壺朱ト 売払
式百文
内 中沼村
金四両式分ト 田蔵方へ
二百文 返済
田蔵方より
借用

一金壺両三分式朱
五貫四百文

惣差引

一金四兩三分ト

七拾文

此訳

五ヶ年割済

村

一金三兩貳朱

銀三匁

一金貳歩貳朱

残六拾文

一金貳分

一金三分壹朱ト

貳兩

一金三朱ト

三百七拾六文

五口ノ金五兩貳朱ト

百拾六文

勘右衛門

返済

善左衛門

借用

円右衛門

借用

佐太郎

借用

兼右衛門

借用

子十二月

米かし

一米貳斗

一米貳斗五升

一米三斗

ノ七斗五升

善吉

善左衛門

円右衛門

子十二月

夫錢かし

一四兩拾四文

儀左衛門

丑三月

中沼村

一麦四俵

六

田蔵方より

借用

丑三月

一金貳兩

同人

借用

此分別々

是ハ関本

半兵衛方

相済

丑三月 同人
一金拾兩壹歩三朱 借用
外二金貳歩壹朱三匁代入
ノ金拾兩 是ハ円右衛門
借用分
村
喜兵衛借用

丑五月より三月迄積金
一金三分貳朱ト
貳ノ五百六拾文

善吉
一麦貳ト斗
米壹斗 徳治頭
一麦壹俵 伝左衛門
一麦壹俵 兼右衛門
一麦壹俵ト 佐太郎
三斗 徳治頭
一麦貳斗 善右衛門
米壹斗 徳治？

竹松村ニ遣シ
亥十二月より子三月迄
一山畑五拾五俵 徳治分
代金貳兩

曾比村遣シ
子四月
諸色代
金貳分壹朱

図

図1 湯山みはる氏への聞き取り調査の様子



図2 湯山みはる氏の自宅を訪れた際の写真



図3 「山崩し畑手段書上帳」(湯山みはる氏所蔵文書)の表紙

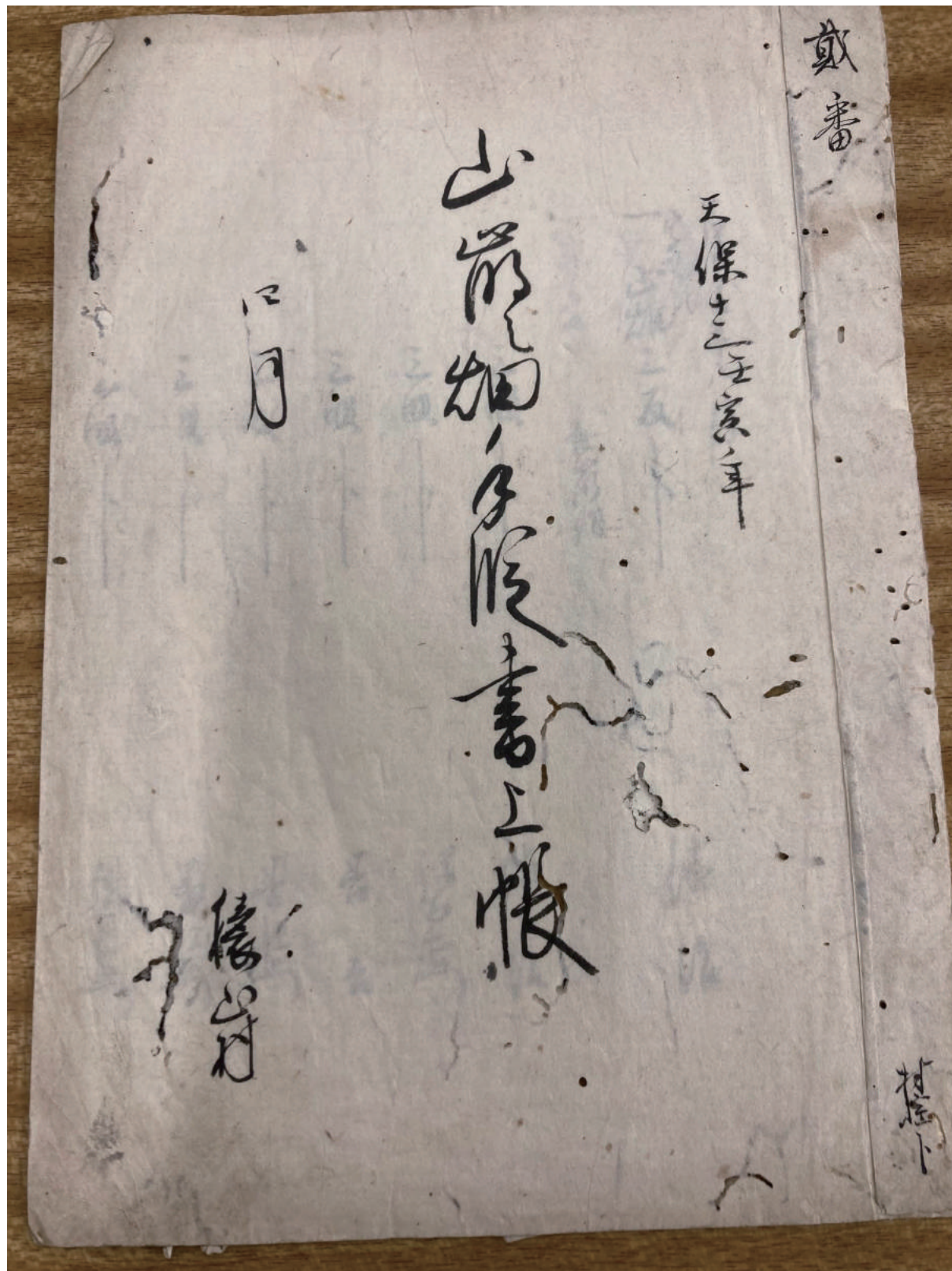
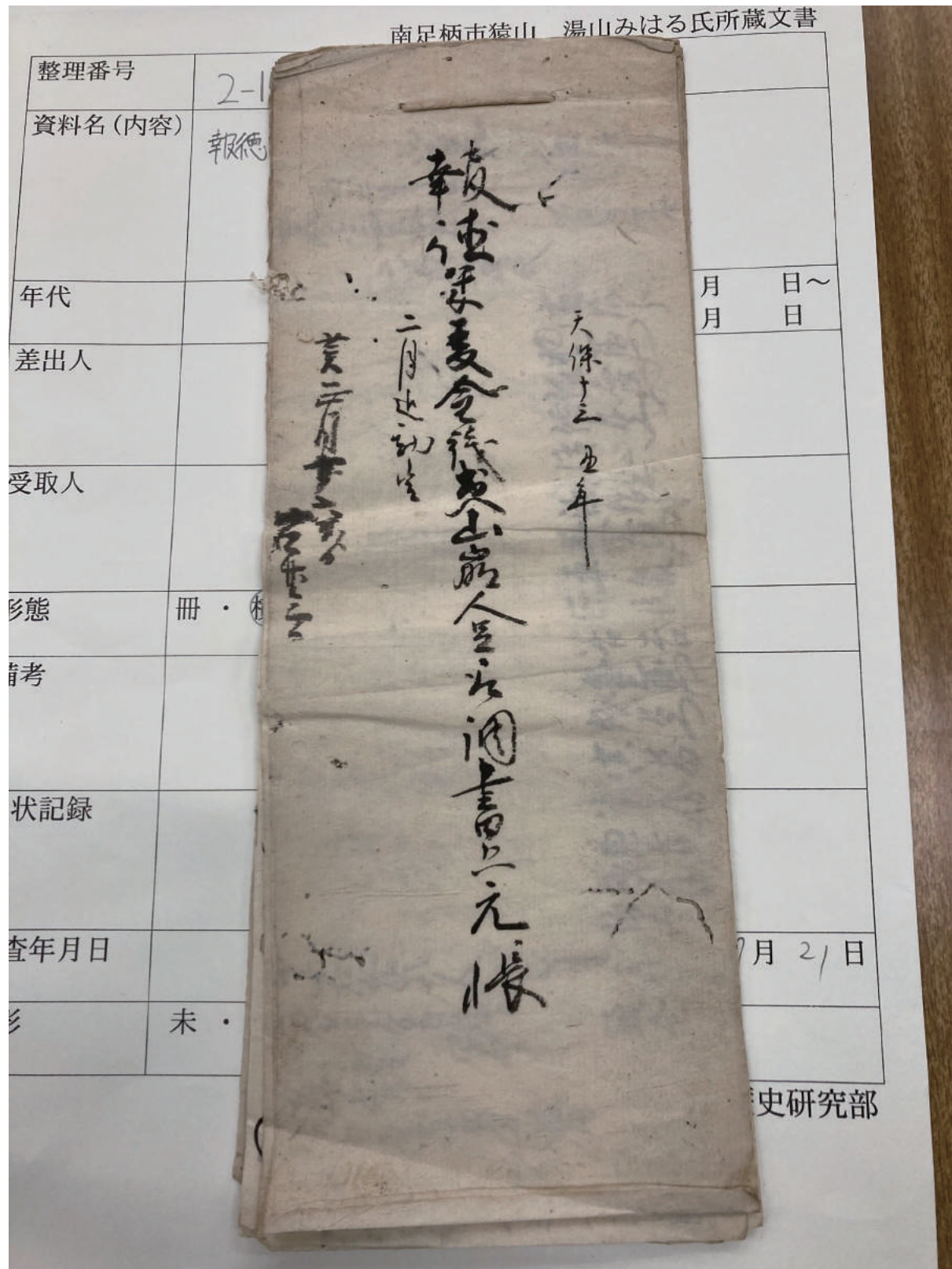


図4 「報徳米麦金銭出入山崩人足取調書上元帳」(湯山みはる氏所蔵文書)の表紙



太田神社と神社合祀

—南埼玉郡旧太田村の神社合祀実態調査—

昌平中学・高等学校 社会歴史研究部

たけいりくと くわばらあきと すぎたやまと
武井陸隼・桑原輝翔・杉田大翔



埼玉縣武藏國南埼玉郡太田村大字野久喜字元島
村社 太田神社
一祭神 火雷神 倉稻魂命 菊理魂命 伊弉諾命
伊弉冉命 杵築彦命 天照大神 無津彥命
一由緒 不詳明治元年五月村社立御願書八月七日字元島無
格社神祇社字會取同會取社字出末野同青鷲社合
祀同年十月三日大字野久喜字元島無格社神祇社字本
田同白山社字出末野同女社字中島同清原社字本田
同清原社字合祀同年十月七日大字野久喜字出末野村
社女社字市坪無格社神明社合祀社神祇社
太田神社改称



(埼玉県立文書館所蔵 行政文書 16917-326 「無断複製を禁ずる」)

はじめに

私（武井陸隼）の家の隣に住んでいる祖父母の家で大掃除が行われた。この時、数枚の古い絵図が出てきた（資料①②）。大掃除後に改めて絵図を見てみると、水色で塗られた川や茶色の道路の様子から資料①②は同一の地域が描かれていること、また、資料②には「久喜本町」「久喜新町」「野久喜村」「古久喜村」と書かれていたので、どうやら（埼玉県久喜市久喜北1丁目）周辺であることが推測できた。資料①には、いろいろな情報が記され興味が引かれた。ただし、「東西南北」の表記や「田畑境」「村境」などの注記は読むことができたが、絵図上の細かな文字はくずし字でなかなか読めなかった。そのなかで、鳥居のマークで示された神社、大きな門・お堂を表現したと思われる寺院の存在が印象に残った。また、資料②は、非常に簡略な図であるが、神社や寺院の名称が多く書き込まれていた。

しかし、私が知る限り久喜北・野久喜、絵図上では「野久喜村」「古久喜村」周辺の神社は、太田神社（久喜市久喜北1丁目）のみである。ところが、資料①には、太田神社の所在すると考えられる場所には鳥居のマークがなく神社の注記もない。また、資料②には、見づらくなっているが「雷電社千勝社」と表記され、また村の周辺には「稲荷社」「女体社」「香取社」などが存在している。私の認識では、神社は昔から姿も場所も変わることなく存在し続けてきたと思っていたので、あるはずの神社が絵図にみえなかったり、逆に絵図にあった神社が現在なくなっているというイメージがもてなかった。

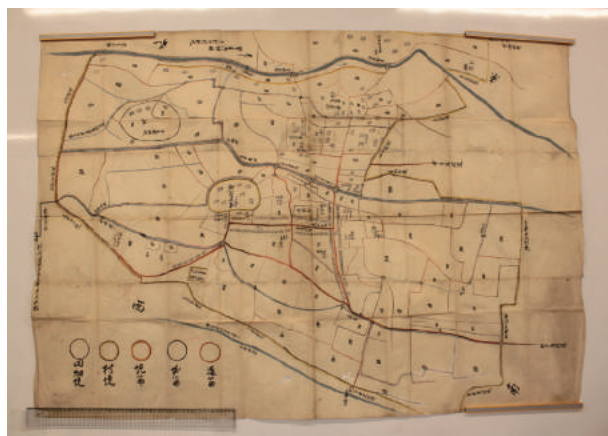
そこで、「太田神社」を手がかりとして野久喜村・古久喜村の歴史を調べてみることにした。

1. 旧太田村の誕生と神社合祀政策

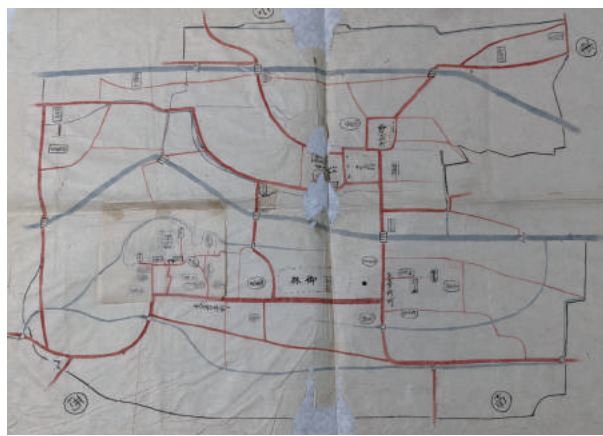
①南埼玉郡旧太田村の成立

資料①②の2枚の絵図には、「久喜本町」「久喜新町」「野久喜村」「古久喜村」と書かれており、現在の久喜市街地とその北側の住宅地・農地（久喜本町・久喜中央・南・久喜北・野久喜・古久喜）の地域全域が一つの地域として描かれている。江戸時代19世紀初頭文化・文政期（1804～1829）に編さんされた『新編武蔵国風土記稿』『埼玉郡之十三 騎西領』に「久喜町」の項目があり、「さて此町四区に別れ、久喜本町・同新町・野久喜・古久喜の唱あり」の記述が見える。さらに、資料

資料①



資料②



資料①部分

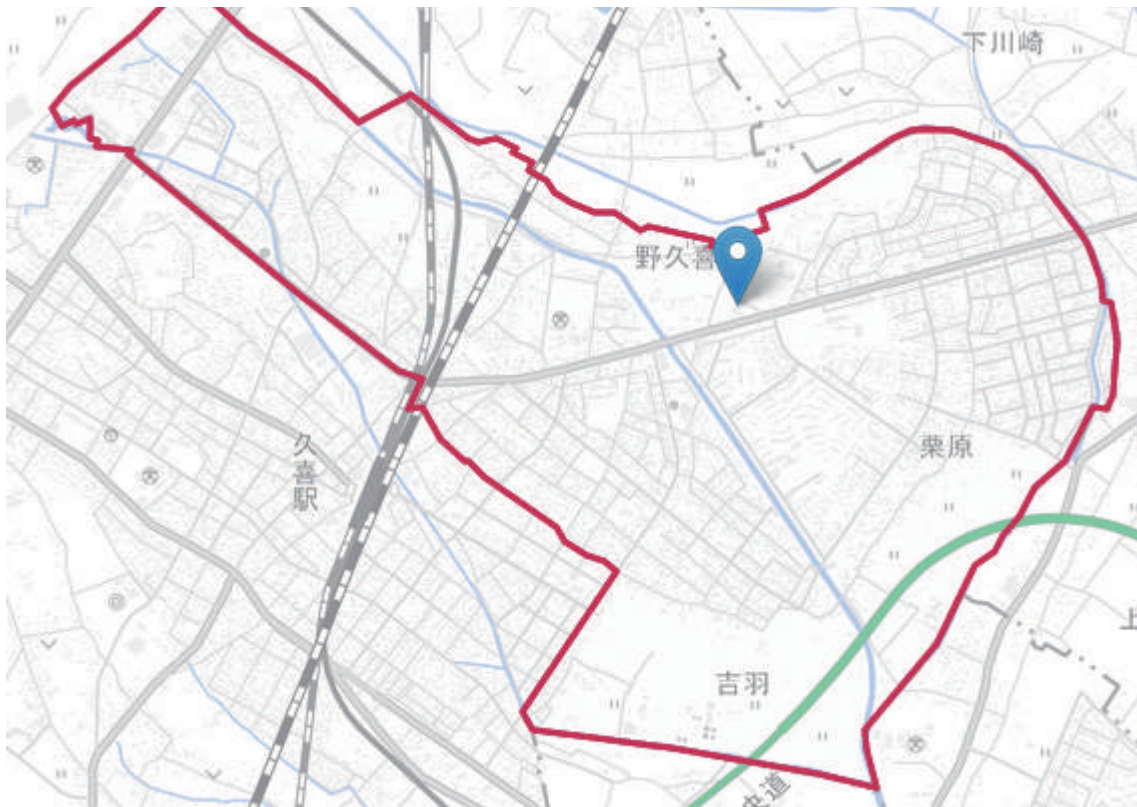


資料②部分



①は、「野久喜村」「古久喜村」の表記とともに、集落（家が集まって描かれている）のなかに「高札場」とみえることから、江戸時代のものとみて間違いのないと思われる。一方、資料②は、制作年を特定できる情報は絵図上に確認できないが、色や紙の様子から資料①よりも新しいものと考えた。

さて、はじめにでも触れたが、資料①には、太田神社の敷地と思われるところには、鳥居のマークも確認できず、資料②では、「雷電社千勝社」が確認できるが、「太田神社」の名称はみえない。また、両資料に「太田」に関する地名、注記もみつけることができなかった。ところが、1882（明治15）年にまとめられた『武蔵国郡村誌』では、「久喜本町」「久喜新町」「野久喜村」「古久喜村」の項目が別に立てられ、項目ごとそれぞれに「古時久喜郷太田庄騎西領に属し」と記されて



歴史的行政区画データセットβ版 埼玉県南埼玉郡太田村

いる。「太田神社」の名の由来はこの「太田庄」と考えられるが、野久喜村・古久喜村両地域唯一の神社である太田神社は何時生まれたのだろうか。

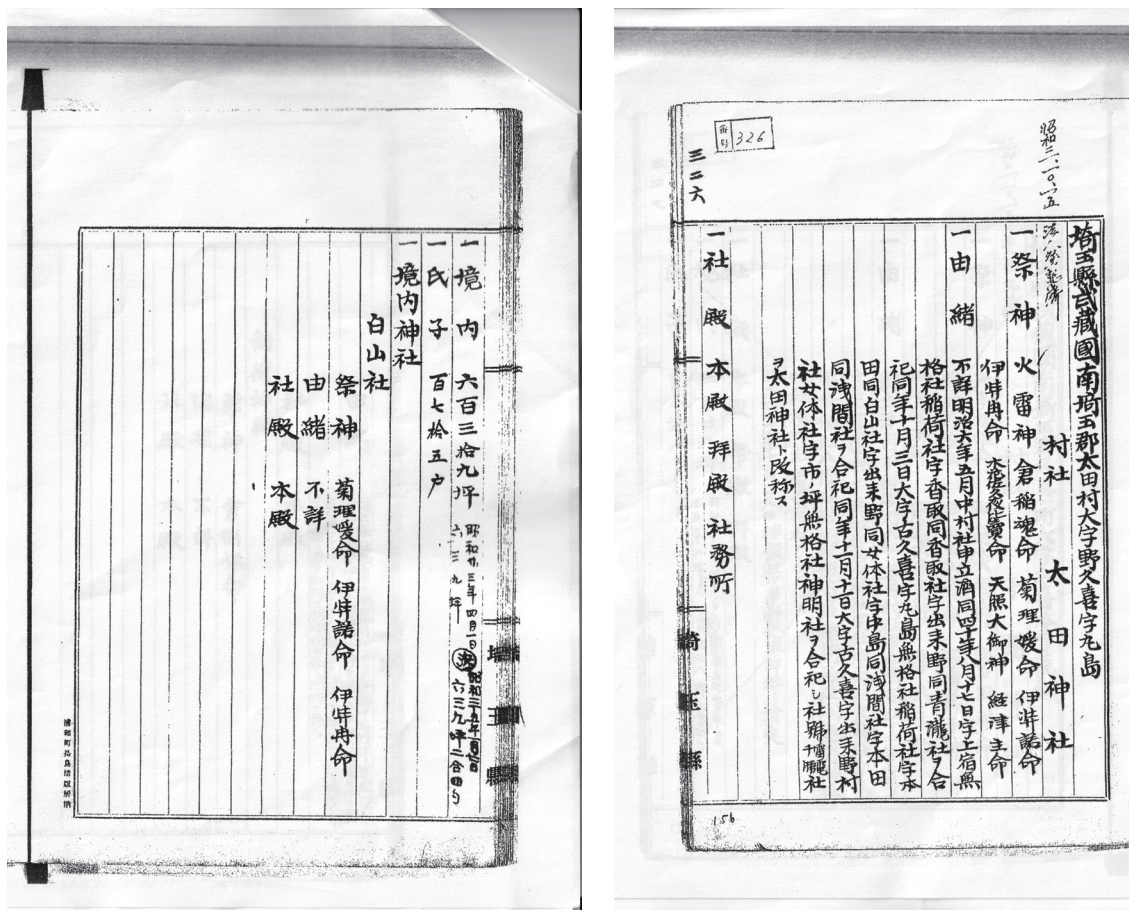
「太田神社」の名称が、「太田庄」に由来する可能性が高いことを指摘したが、「太田」が正式な行政地名となったのは、1889（明治21）年の市制・町村制施行期である。施行後の翌1889（明治22）年4月1日に、野久喜村・古久喜村とその周辺の吉羽村・栗原村・青毛村・西村が合併したことで「太田村」が誕生した。その後、1954（昭和29）年7月1日に久喜町と合併して消滅するまで、南埼玉郡太田村（以後、旧太田村）は存続した。ここから、太田神社の名称は、この旧太田村の成立と関係があるのではないかと考えた。

②明治末年の神社合祀政策

太田神社及び資料①②に記載のある神社の詳細について調べるために、埼玉県立文書館収蔵資料『南埼玉郡神社明細帳』を参考にした。『神社明細帳』は、1879（明治12）年に政府が府県に神社・寺院の明細帳を作成し、副本を中央政府に送付することを命じたもので、祭神、由緒、神殿、境内、さらには増改築の内容まで記されたものである。

『南埼玉郡神社明細帳』の太田神社由緒（資料③）によると、由緒は不詳であるが、1873（明治6）年5月に村社の申立を行い、1907（明治40）年8月17日に稲荷社、香取社、青瀧社（以上、無格社）を合祀、同年10月3日に稲荷社、白山社、女体社、浅間社（以上、無格社）を合祀、さらに、同年

資料③ 南埼玉郡神社明細帳（太田神社）



(埼玉県立文書館所蔵 行政文書 16917-326「無断複製を禁ずる」)

11月11日には、村社女体社、神明社(無格社)を合祀して、雷電千勝社の社号を太田神社に改称したことを確認した。1907年に、雷電千勝神社に合祀された各神社は、資料②で、野久喜村・古久喜村の地域に点在していたほぼ全ての神社に該当することもわかった。つまり、資料①は江戸時代、資料②も、少なくとも明治40年以前のものであることを確認し、明治40年に、旧野久喜村・旧古久喜村の各地に所在していた神社が統合されて、当時の行政地名であった旧太田村の「太田」を冠する神社が誕生したことがわかった。さらに、『南埼玉郡神社明細帳』の旧太田村記載の他の神社の様子をみると、旧栗原村、旧青毛村で、旧野久喜村・旧古久喜村と同じように、1907(明治40)年に村社に合祀されており、明治時代の末に大きな画期があったことがわかった。この動きは、いわゆる明治末年の「神社合祀政策」と深く関わると思われる。

「神社合祀政策」は、次のようにまとめることができる(『久喜市史』通史編 下巻 1992)。1894(明治27)年の日清戦争、1904(明治37)年の日露戦争に際して、神社は戦勝や武運長久を祈願する場となり、国民の生活とのつながりが急速に増大するようになった。こうした敬神思想の高揚が背景となり、府県社以下には、公費供進制度を定め地方長官が指定した神社に対し、道府県費、市町村費といった公費による神饌幣帛料(神前にささげる食物や絹などの費用)を供進する制度が定められたが、町村民の負担が重くなるという批判があったため、公費支出を切り詰めるためにも、常置の神職がおらず祭祀も十分なく、神社としての体裁も備わっていない小規模な神社は崇敬の実があがらないとして、整理の対象とし合祀の推奨を行うこととなった。政府は、一町村に一、二社を残して、他はこれに合祀する方針をとり、県では各郡長に対して、次の四項目の基本方針を示したとされる。

- 一、一町村一社を原則として、他の村社、無格社はそれに合祀する。
- 二、無格社のなかで建造物等が完備したものがあれば、村社をこれに合祀し社格を変更してもよい。
- 三、合併後の跡地を無代価で下付を受けてから、その土地や立木を売却してもよいが、その代金は社寺の永続賃金として保存すること。
- 四、社寺が合併跡地を必要としない時は、町村又は学校の基本財産に組み込むことができる。

神社合祀は、府県によって実施状況が大きく異なることが知られているが、埼玉県の場合、以上をみると郡を単位に政策が実施されたようである。『南埼玉郡神社明細帳』をみても神社合祀は、旧太田村時代に実施されたようである。それでは、どのように行われたのだろうか。旧太田村における神社合祀の実態を調査することにした。

2. 旧太田村における神社合祀の実態

①旧太田村内の神社実態調査

旧太田村(野久喜村・古久喜村・吉羽村・栗原村・青毛村)内の神社合祀の実態について調べるにあたって、旧太田村全域については、『新編武蔵国風土記稿』『武蔵国郡村誌』から神社名を、野久喜村・古久喜村については、先の資料とともに資料①②の絵図の中から神社名を確認した。以上の神社名を『南埼玉郡神社明細帳』記載の神社名と照合、比較した(資料④「旧太田村内 神社変遷表」)。ここから、資料②と『新編武蔵国風土記稿』『武蔵国郡村誌』の神社名の一致が顕著であることが確認された。これは、絵図に記載されている神社=実際に存在した神社が、編さん資料と一致していることを意味している。『新編武蔵国風土記稿』では、別社の扱いになっている雷電社・

千勝社が合祀され成立した年代は確定できないが、このような野久喜村・古久喜村の状況からすると、吉羽村、栗原村、青毛村についても、『新編武蔵国風土記稿』『武蔵国郡村誌』に記された神社名が、そのまま、江戸時代～明治時代に存在した村内の神社を網羅していたと考えられる。さらに、『南埼玉郡神社明細帳』に記載のある旧太田村内の神社全てを調査し、旧村社の神社見取り図を作成した。以下、変遷表と実地調査からみえてきた各地域の特徴を列挙していく。

②大字吉羽（吉羽村）のまとめ 資料⑤

『南埼玉郡神社明細帳』によれば、「神社合祀政策」にもかかわらず村社千勝神社の他、無格社の稲荷神社3社、八王子神社、天神社、諏訪神社の存在が確認される。現在では、字西に所在する千勝神社に、同じく字西にあった氏子数3人、氏子数2人の稲荷神社、八王子社が合祀されているが、天神社、稲荷神社2社、諏訪神社は現存している。それぞれ氏子として戸主25人前後で、字前、字壺番方、字宿、字諏訪と、小字の地域別に一社の割合で存続してきたことが分かる。

③大字野久喜・古久喜（野久喜村・古久喜村）のまとめ 資料⑥

村社太田神社のある地域である。この地域の特徴は、野久喜村・古久喜村に存在していたほぼ全ての神社が、1907（明治40）年に太田神社に合祀されていることである。ただし、『南埼玉郡神社明細帳』をみると、野久喜村の諸社が同年8月、古久喜村の諸社が10月、そして、古久喜村の村社女体社は、11月と最後に合祀されたことがわかる。この最後の段階で、村名である「太田」の名称を神社名とし太田神社と改称されている。

野久喜村と古久喜村は、もともと久喜町として一体であった地域であり、資料①②にみられるように高札場のある集落も近接していた、両村の境は明確ではなく、特に田畑は入り組んでいたようである。最終的に野久喜村・古久喜村の神社を一つにした背景には、そのような両村の一体化を目指した様子がうかがわれる。

④大字栗原（栗原村）のまとめ 資料⑦

1907（明治40）年5月に村社諏訪社に無格社の熊野神社・天神社が合祀され、1912（大正元）年に、天神社と同じ小字の巖島社が合祀されている。

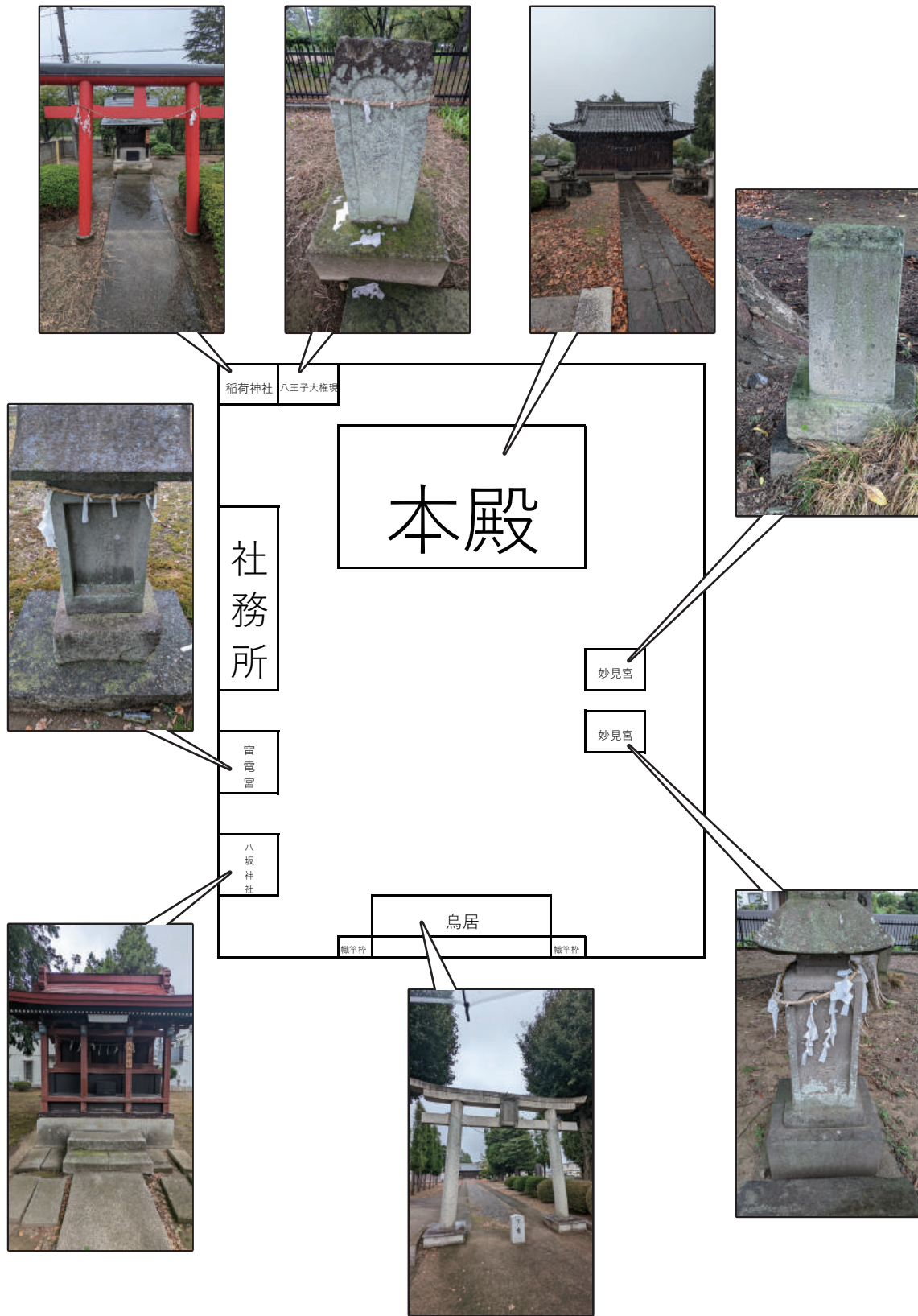
⑤大字青毛（青毛村）のまとめ 資料⑧

『新編武蔵国風土記稿』『鷲宮天神合殿』、『武蔵国郡村誌』『鷲宮天満合社』が、1873（明治6）年に村社を申請し「鷲宮天満合社」となったものが、1907（明治40）年5月に無格社の八幡社、猿田彦神社、稲荷社を合祀した時、旧村名である大字名と関連する「青毛五柱社」と改称した。

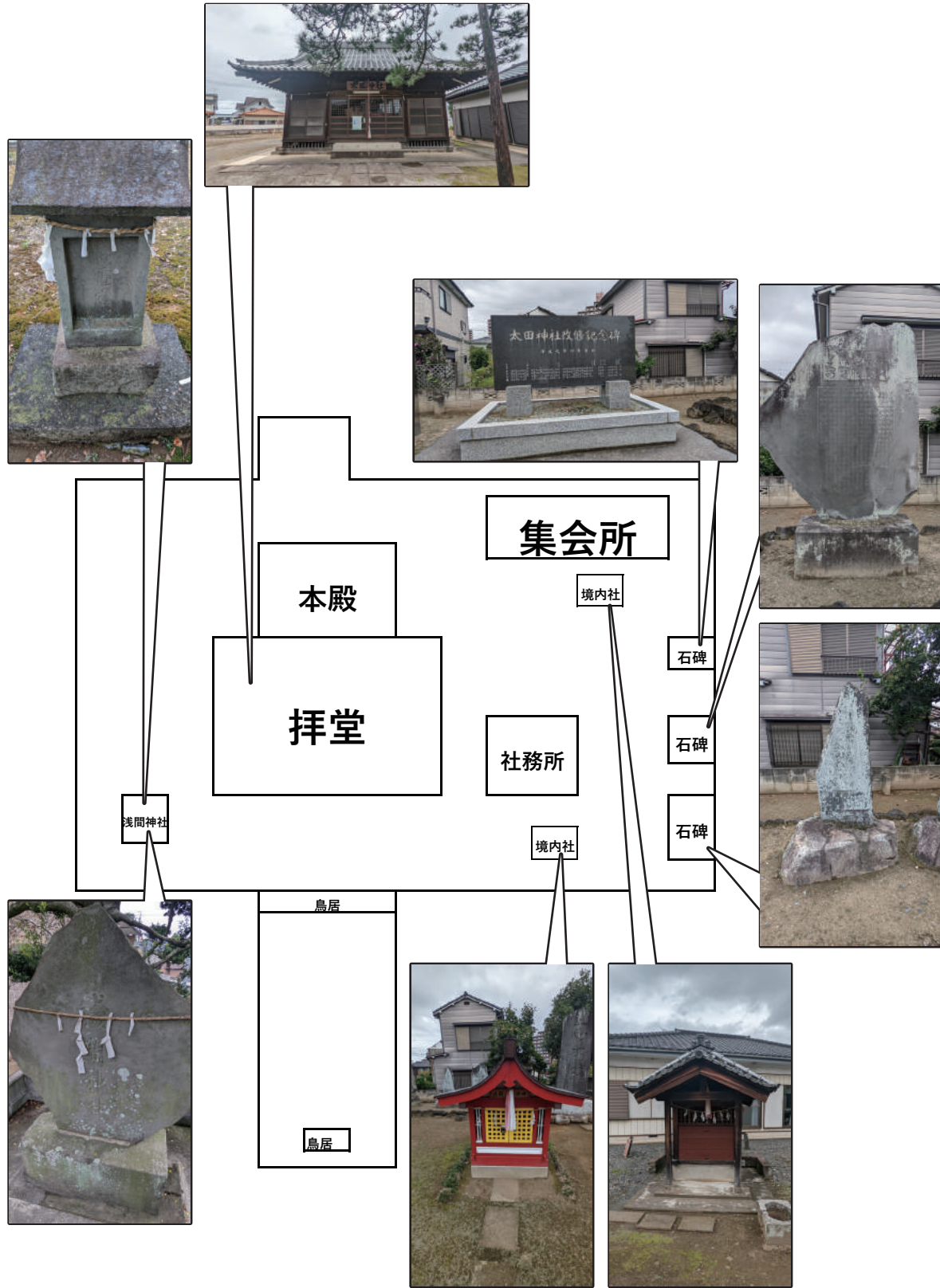
資料④ 旧太田村内 神社変遷表

	資料①	新編武蔵 国風土記	資料②	武蔵国埼 玉郡村誌	南埼玉郡神社明細帳							現在	
					社格	社名	被合祀社名			字名	境内面積		氏子数
吉羽村	—	千勝八幡 鷲宮天満 合社	—	千勝社	村社	千勝神社	明治3年申立			西	1042坪	197戸	千勝神社 (雷電宮社 ・妙見宮 ・八王子 大権現・ 稻荷社・ 八坂社)
	—		—		無格社	稻荷神社				西	75坪	3人	
	—		—		無格社	八王子神社				西	5坪	2人	
	—	天神社	—	天神社	無格社	天神社				前	734坪	41人 戸主25人	天神社
	—		—			境内		御嶽社					
	—		—			境内		浅間社					
	—	稻荷社	—	稻荷社	無格社	稻荷神社				寺番方	102坪	26人 戸主20人	稻荷神社
	—		—	稻荷社	無格社	稻荷神社				宿	57坪	21人 戸主15人	稻荷神社
	—		—		無格社	諏訪神社				諏訪	46坪	32人 戸主25人	諏訪神社
—	青龍権現 社	—											
野久喜村		雷電社	雷電千勝社	雷電社(千 勝神社)	村社	太田神社	明治6年5月申立：雷電千勝社			丸島	639坪	175戸	太田神社
		千勝社											
	稻荷社	稻荷社	稻荷社	稻荷社			無格社	稻荷社	明治40年8月	上宿			
	香取社		香取社	香取社			無格社	香取社	明治40年8月	香取			
	清瀧権現 社	青龍社	青龍社	無格社			青瀧社	明治40年8月	出来野				
古久喜村		稻荷社	稻荷社	稻荷社			無格社	稻荷社	明治40年10月	丸島			
		白山社	白山社	白山社			無格社	白山社	明治40年10月	本田			
			女体社	女体社			無格社	女体社	明治40年10月	出来野			
		浅間社	浅間社	浅間社			無格社	浅間社	明治40年10月	中島			
	女体社		女体社	女体社			村社	女体社	明治40年11月	出来野			
	神明社	神明社	神明社	無格社	神明社	明治40年11月	市ノ坪						
					太田神社 境内		白山社		丸島				
		二体権現 社											
栗原村	—	諏訪社	—	諏訪社	村社	諏訪社	明治6年6月申立			前	106坪	36戸	諏訪社
	—	熊野社	—	熊野社			無格社	熊野社	明治40年5月	前			
	—	天神社	—				無格社	天神社	明治40年5月	川原			
	—		—				無格社	巖島社	大正元年12月	川原			
—	稻荷社	—											
青毛村	—	鷲宮天神 合殿	—	鷲宮天満合社	村社	青毛五柱社	明治6年中許可：鷲宮天満社			上青毛	370坪	88戸	青毛五柱社
	—	若宮八幡 正八幡合 社	—	八幡社			無格社	八幡社	明治40年5月	中村			
	—		—				無格社	猿田彦神社	明治40年5月	中村			
	—	稻荷社	—	稻荷社			無格社	稻荷社	明治40年5月	川原			
	—	弁天社	—										

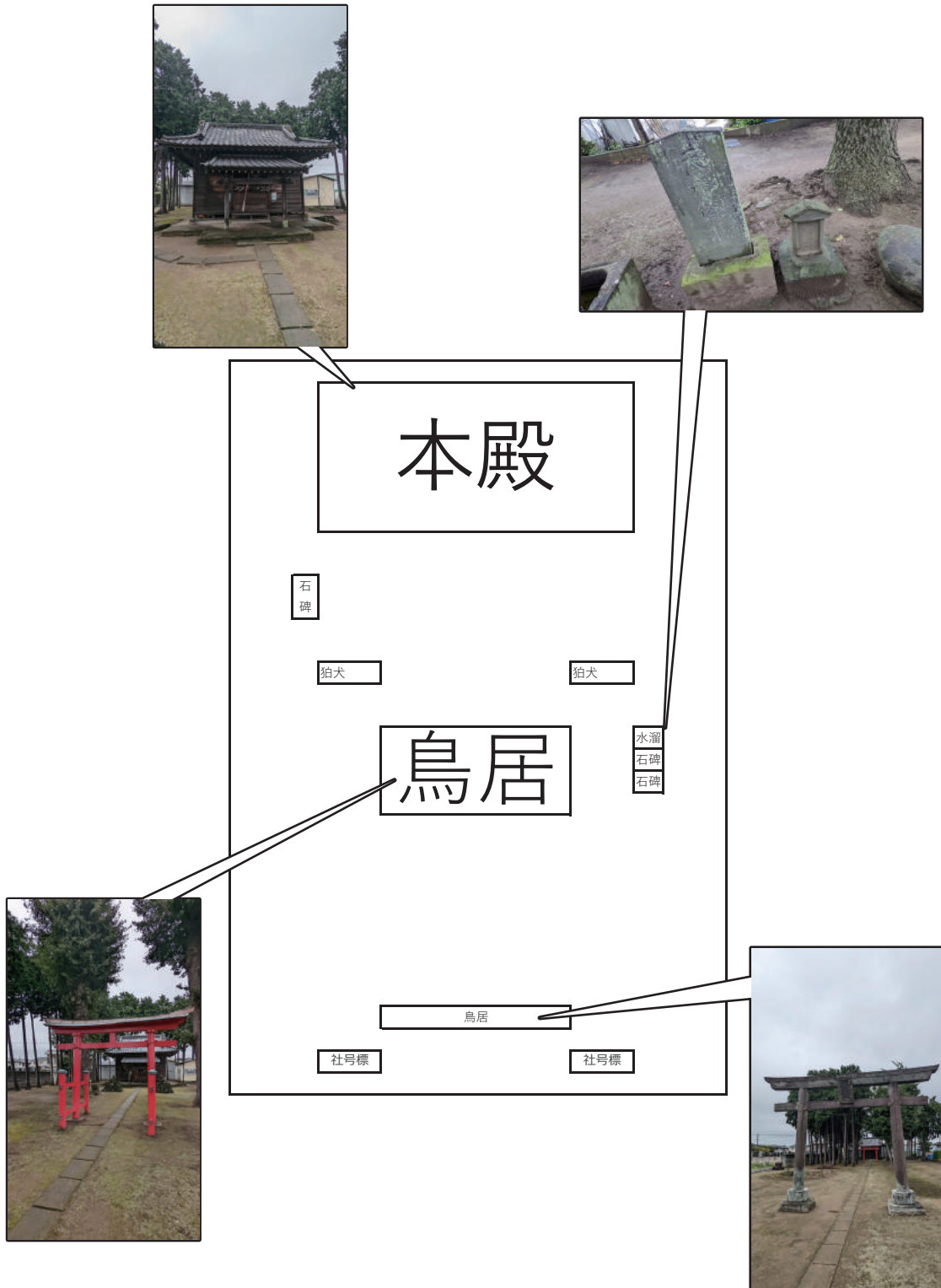
資料⑤ 千勝神社



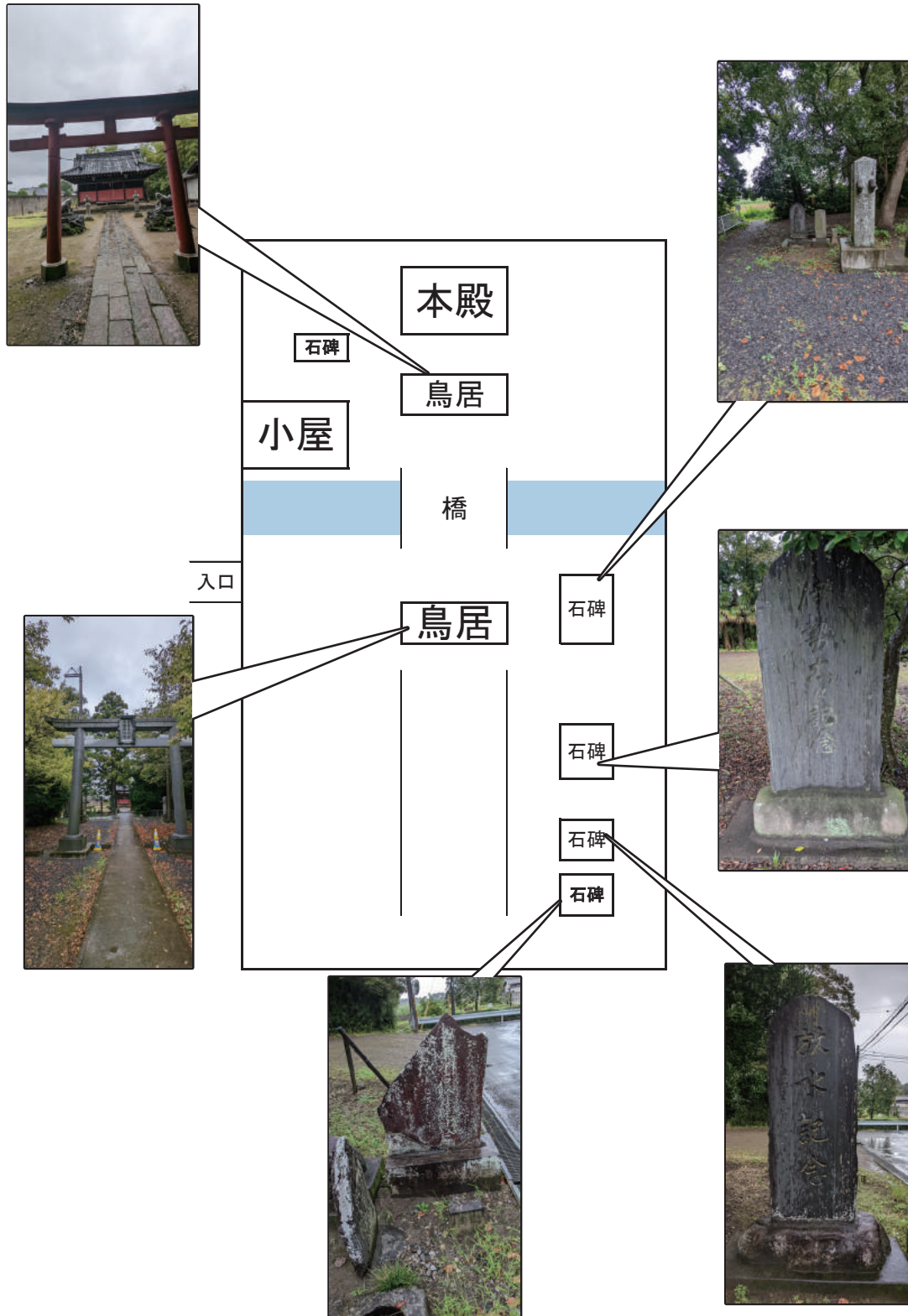
資料⑥ 太田神社



資料⑦ 栗原諏訪神社



資料⑧ 青毛五柱神社



むすびにかえて

久喜北から道を渡ってすぐのところに太田神社はある。小さい頃からの遊び場であり、野久喜・古久喜地区の祭りでもある獅子舞祭りの時には、ビンゴ大会もあり楽しみの一つであった。昔から何ら変わることなく存在していたと思っていた。しかし、祖父母のところから出てきた2枚の古い絵図をきっかけに、調べてみると太田神社の歴史が意外と新しく、今現在では、ほとんど意識したことのない、「太田」の地名と旧太田村と関連していることは意外であった。

また、明治末年の「神社合祀政策」は、埼玉県からの指令により、単位としては南埼玉郡の単位で行われたと考えていたが、実情を見ていくと、当時の大字、江戸時代の村単位の意向が大きく働いていた様子がうかがえた。5地区にそれぞれ神社が残った吉羽村、栗原村と青毛村は、時期も同じで旧村に1社へとわかりやすい状況であるが、青毛村の場合は、鷲宮天満社から青毛五柱社と、村名を冠する神社へと改称された。そして、太田神社であるが、今回は、詳しく調べる事が出来なかったが、野久喜村・古久喜村の一体的な歴史的背景をもとに、一つの村社に合祀されたのだろう。

それぞれの神社のお祭りや、神社内の境内社のあり方、さらには、地域の寺院との関係など、まだまだ調べなければならないことは多いが、地元のことなので、これからも少しずつ調べていきたいと考えている。